

第4次越谷市男女共同参画計画

前期実施計画

計画期間：令和3年度～令和7年度
(2021年度～2025年度)

令和3年(2021年)3月

越谷市

目 次

第4次越谷市男女共同参画計画前期実施計画について	1
第4次越谷市男女共同参画計画体系図	2
重点項目	
（1）男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進	3
（2）男女が輝き活躍できるまちづくり	3
（3）男女共同参画社会を阻む暴力の根絶	3
実施計画事業	
I-1 男女共同参画社会形成のための意識啓発	
（1）広報・啓発の充実	9
（2）性の多様性に関する理解の促進と支援	13
（3）国際理解の推進	14
I-2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進	
（1）学校等における男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進	15
II-3 女性の活躍の推進【越谷市女性活躍推進計画】	
（1）女性の人材育成と審議会等への登用の推進	17
（2）女性の就業・起業のための支援	19
（3）ハラスメント対策の充実	21
II-4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進【越谷市女性活躍推進計画】	
（1）職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	22
（2）家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進	23
III-5 地域社会における男女共同参画の推進	
（1）男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の推進	29
（2）男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進	30
（3）誰もが安心して暮らせる環境の整備	32
III-6 生涯を通じた心身の健康づくり	
（1）男女の性と人権尊重の理解の推進	35
（2）こころとからだの相談等の充実	38
IV-7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援【越谷市DV対策基本計画】	
（1）啓発活動の推進	40
（2）相談支援体制の充実と被害者の安全確保	42
（3）自立に向けた支援体制の充実	44
（4）関係機関との連携強化	48
参考資料	
越谷市男女共同参画推進条例	51
越谷市男女共同参画推進条例施行規則	54

第4次越谷市男女共同参画計画前期実施計画について

1 計画の目的

この計画は、男女共同参画社会の実現を目指す第4次越谷市男女共同参画計画の基本計画(以下、「基本計画」という。)で示した市の男女共同参画施策の基本方針に基づき、基本計画において体系化したものを、事業として具体的に明らかにし、男女共同参画施策を着実かつ効果的に推進します。

2 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画推進条例の基本理念を踏まえた基本計画に基づき実施する具体的な事業を明らかにするとともに、第5次越谷市総合振興計画前期基本計画の第一期・第二期実施計画との整合を図りながら施策を推進します。

3 計画の期間

この計画の期間は、基本計画の計画期間(令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度))のうち、(令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度))までの5年間とします。

年度	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	令和12年 (2030)
基本計画										
実施計画	前期									
	後期									

4 計画の対象事業

この計画は、基本計画における体系(基本目標・施策の方針・施策の方向)に基づき、実施すべきすべての事業を対象とします。

5 計画の構成

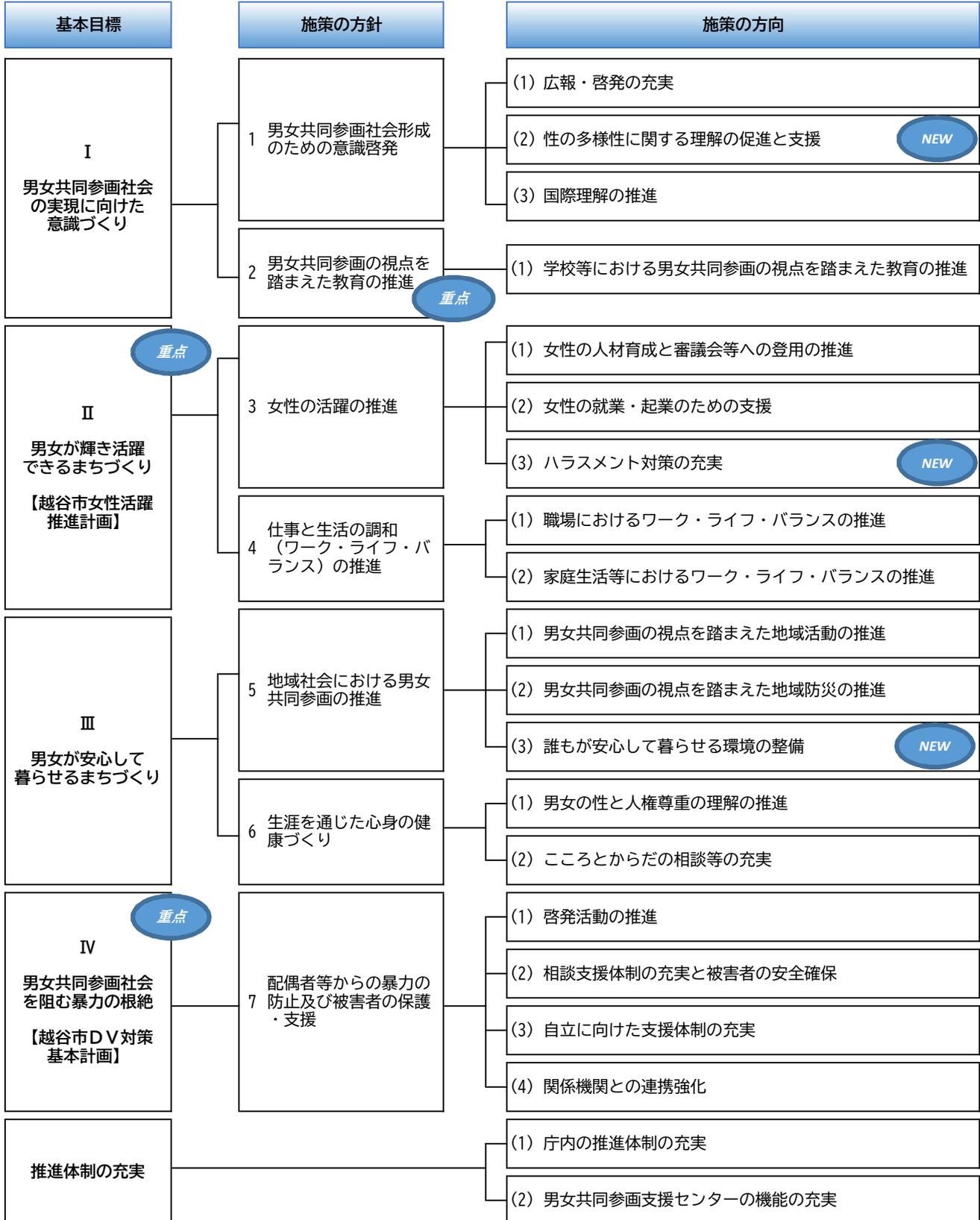
この計画は「重点項目」及び「実施計画事業」をもって構成します。

「重点項目」は、前期実施計画において特に重点的に行う内容や事業を示すことで市の方向性を明らかにするとともにその位置づけを明確にするものです。

「実施計画事業」は、この計画において実施する事業(110事業)を具体的に示すものです。

第4次越谷市男女共同参画計画の体系図

男女共同参画社会を進める ～誰もが自分らしく輝き、多様な生き方を認めあう社会をめざして～



【重点項目】

国、県の男女共同参画の計画並びに社会経済状況の変化等を踏まえ、前期実施計画では、以下の3点を重点項目とし、積極的に取り組みます。

(1)男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進

性別による固定的役割分担意識は、幼少期の頃から家庭、地域、学校などあらゆる環境の影響を受けながら形成され、男女共同参画の推進を妨げる大きな要因となります。男女共同参画の意識の形成には、教育関係者や保護者、子どもに対する意識啓発に取り組むことが重要です。

【今後の取り組み】

男女共同参画に関する意識啓発を図るため、保護者や教職員に向けた啓発資料の配付や、教職員等への研修を行うとともに、児童生徒の個性と能力を活かしたキャリア教育に取り組みます。

(2)男女が輝き活躍できるまちづくり

政策方針の決定過程において、多様な意見を取り入れるためには、審議会等への女性の参画が必要です。

また、男女が対等の立場で個性と能力を十分に発揮できる社会の環境整備のひとつとして、ハラスメント対策も重要な取り組みとなります。ハラスメントは、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害です。

【今後の取り組み】

政策・方針の決定過程における男女共同参画の推進として、市が率先して審議会等の女性の登用拡大に取り組みます。改選時期に合わせて、関係各課と事前協議を行い、女性の登用について積極的に要請します。また、「審議会等への女性の登用推進」をテーマとした講座を開催し、審議会等への参画に興味関心がある方を登録する「男女共同参画チャレンジリスト」への登録を促し、公募情報を提供します。

就労における男女共同参画の推進として、働く場において女性が個性と能力を十分に発揮できるよう、再就職の支援、起業など多様な働き方をとする講座の開催などを行うとともに、事業者や市民に対してハラスメントのない職場環境づくりを啓発します。

(3)男女共同参画社会を阻む暴力の根絶

配偶者や交際相手からの暴力(DV、デートDV)、そのほか性暴力、ストーカー等あらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現に向けて、暴力防止対策や被害者に対する関係機関と連携した支援などが重要です。

【今後の取り組み】

「女性・DV相談支援センター」を中心に、相談や支援のコーディネートなどを行うとともに、庁内の関係機関と連携したワンストップ支援を行うなど、支援の拡充に努めていきます。

また、市内の大学や成人式の参加者に啓発資料を配付し、若年者にデートDV防止の啓発を図ったり、DV・児童虐待の発見のため、医療従事者に研修会を開催したり、チラシ・パンフレット等を配付するなど、防止に努めます。

DV被害者の問題解決や自立支援に向けて適切な対応や二次的被害の防止を図るため、職務関係者研修を行います。

【実施計画事業】

基本目標 I 男女共同参画社会を実現するための意識づくり

施策の方針 1 男女共同参画社会形成のための意識啓発

施策の方向(1) 広報・啓発の充実

1	男女共同参画推進のための講座等の開催	市長公室	男女共同参画支援センター …	9
2	男女共同参画情報誌の発行	市長公室	男女共同参画支援センター	
3	男女共同参画情報を選択・判断する力を育成する事業の実施	市長公室	男女共同参画支援センター	
4	男女共同参画推進のためのパネル展示等の実施	市長公室	男女共同参画支援センター …	10
5	男女共同参画推進のための出前講座等の実施	市長公室	男女共同参画支援センター	
6	男女共同参画推進週間における事業の実施	市長公室	男女共同参画支援センター	
7	市民との協働による事業の実施	市長公室	男女共同参画支援センター …	11
8	支援センター登録団体等との協働による事業の実施	市長公室	男女共同参画支援センター	
9	男女共同参画に関する図書の出し	市長公室	男女共同参画支援センター	
10	ジェンダーの視点を踏まえた刊行物等作成のための啓発	市長公室	人権・男女共同参画推進課 …	12
11	市民への男女共同参画苦情処理委員の周知	市長公室	人権・男女共同参画推進課	
12	職員に対する男女共同参画の啓発	総務部	人事課	

施策の方向(2) 性の多様性に関する理解の促進と支援

	13 性の多様性の理解促進に関する講座の開催	市長公室	男女共同参画支援センター …	13
○	14 性的少数者への理解促進のための職員研修の実施	市長公室	人権・男女共同参画推進課	
◎	15 性的少数者への理解促進のための啓発	市長公室	人権・男女共同参画推進課	

施策の方向(3) 国際理解の推進

	16 国際的な動向についての情報提供	市長公室	人権・男女共同参画推進課 …	14
--	--------------------	------	----------------	----

施策の方針 2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進 【重点項目】

施策の方向(1) 学校等における男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進

17	家庭における固定的な役割分担意識の解消に関する講座の開催	市長公室	男女共同参画支援センター …	15
18	保護者に向けた啓発資料の配付	市長公室	人権・男女共同参画推進課	
19	教職員に向けた啓発資料の配付	市長公室	人権・男女共同参画推進課	
20	若年層に向けた男女共同参画推進条例リーフレットの配付	市長公室	人権・男女共同参画推進課 …	16
21	教職員への男女共同参画に関する研修会の実施	学校教育部	指導課	
22	キャリア教育の推進	学校教育部	指導課	

基本目標Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり 【重点項目】

施策の方針 3 女性の活躍の推進

施策の方向(1) 女性の人材育成と審議会等への登用の推進

23	審議会等における女性の登用推進のための講座の開催	市長公室	男女共同参画支援センター	…	17
24	審議会等への女性の登用推進	市長公室	人権・男女共同参画推進課		
25	男女共同参画チャレンジリスト登録者への情報提供	市長公室	人権・男女共同参画推進課		
26	女性職員の人材育成・登用促進	総務部	人事課	…	18
○ 27	女性消防吏員の活躍支援事業	消防局	消防総務課		

施策の方向(2) 女性の就業・起業のための支援

28	女性のための就職支援セミナー	環境経済部	経済振興課	…	19
29	女性の就業支援事業	環境経済部	経済振興課		
30	女性創業者の育成支援	環境経済部	経済振興課		
31	女性の起業支援に関する講座の開催	市長公室	男女共同参画支援センター	…	20
32	家族経営協定の推進	環境経済部	農業振興課		
33	女性の農業従事者支援	環境経済部	農業振興課		

施策の方向(3) ハラスメント対策の充実

34	就労に関する法制度や職場におけるハラスメントに関する講座の開催	市長公室	男女共同参画支援センター	…	21
35	ワーク・ライフ・バランスやハラスメント防止の普及・啓発	市長公室	人権・男女共同参画推進課		
36	職員に対するハラスメント対策の充実	総務部	安全衛生管理課		

施策の方針 4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方向(1) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

37	事業者を対象とした男女共同参画に関する事業の実施	市長公室	男女共同参画支援センター	…	22
○ 38	男性職員の育児休業取得のための啓発	総務部	人事課		

施策の方向(2) 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進

39	男性の男女共同参画推進のための事業の実施	市長公室	男女共同参画支援センター	…	23
40	育児・介護等と仕事の両立支援のための事業の実施	市長公室	男女共同参画支援センター		
41	育児期の女性の就労継続を支援する講座の開催	市長公室	男女共同参画支援センター		
42	障がい者介護支援	福祉部	障害福祉課	…	24
43	障がい児介護支援	子ども家庭部	子ども福祉課		
○ 44	高齢者介護支援	地域共生部	地域包括ケア課		
45	父親サロンの開催	子ども家庭部	子ども施策推進課	…	25

46	送迎保育の実施	子ども家庭部	子ども施策推進課	…	25
47	一時預かりの実施	子ども家庭部	子ども施策推進課		
48	保育所運営(市立)	子ども家庭部	保育施設課	…	26
49	延長保育の実施	子ども家庭部	保育入所課		.
50	病児等保育の実施	子ども家庭部	子ども施策推進課		
51	保育所(園)入所(園)事業(私立等)	子ども家庭部	保育入所課	…	27
52	学童保育室運営	子ども家庭部	青少年課		
53	父親を対象とした子育て講座の開催	子ども家庭部	児童館コスモス		
54	父親を対象とした子育て講座の開催	子ども家庭部	児童館ヒマワリ	…	28
55	両親学級の開催	保健医療部	健康づくり推進課		
56	男性の生活自立能力開発のための講座の開催	保健医療部	健康づくり推進課		

基本目標Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり

施策の方針 5 地域社会における男女共同参画の推進

施策の方向(1) 男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の推進

57	民生委員・児童委員等への意識啓発	福祉部	福祉総務課	…	29
58	ファミリーサポートセンター事業の充実	子ども家庭部	子ども施策推進課		

施策の方向(2) 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進

59	防災活動における男女共同参画の啓発	市長公室	男女共同参画支援センター	…	30
60	防災活動における女性の参画促進	危機管理監	危機管理室		
61	防災備蓄品における女性への配慮	危機管理監	危機管理室		
○	62 防災活動における女性消防団員の参画	消防局	警防課	…	31

施策の方向(3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

◎	63 困難を抱える女性を支援するための事業の実施	市長公室	男女共同参画支援センター	…	32
○	64 外国人市民のための情報提供	市民協働部	市民活動支援課		
	65 生活困窮者自立支援制度による支援	福祉部	生活福祉課		
	66 障がい者福祉制度による支援	福祉部	障害福祉課	…	33
	67 介護(予防)サービス事業の実施	地域共生部	介護保険課		
	68 介護保険に関する情報提供	地域共生部	介護保険課		
	69 母子生活支援施設への入所	子ども家庭部	子ども福祉課	…	34
	70 母子家庭等の就労支援	子ども家庭部	子ども福祉課		
	71 母子家庭等の生活支援	子ども家庭部	子ども福祉課		

施策の方針 6 生涯を通じた心身の健康づくり

施策の方向(1) 男女の性と人権尊重の理解の推進

72	性と生殖に関する健康と権利についての講座の開催	市長公室	男女共同参画支援センター	…	35
73	生涯を通じた女性の健康に関する講座の開催	保健医療部	健康づくり推進課		
74	女性特有の疾患の予防・啓発(乳がん)	保健医療部	健康づくり推進課		
75	女性特有の疾患の予防・啓発(子宮頸がん)	保健医療部	健康づくり推進課	…	36
76	男性特有の疾患の予防・啓発(前立腺がん)	保健医療部	健康づくり推進課		
77	思春期保健講座の開催	保健医療部	健康づくり推進課		
78	不妊治療費の助成	保健医療部	感染症保健対策課	…	37

施策の方向(2) こころとからだの相談等の充実

79	女性相談の実施	市長公室	人権・男女共同参画推進課	…	38
80	女性のための法律相談の実施	市長公室	人権・男女共同参画推進課		
81	人権相談の実施	市長公室	人権・男女共同参画推進課		
82	女性の保護・支援	子ども家庭部	子ども福祉課	…	39
○ 83	精神保健福祉相談の実施	保健医療部	こころの健康支援室		

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶 【重点項目】

施策の方針 7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援

施策の方向(1) 啓発活動の推進

84	デートDV防止に関する講座等の実施	市長公室	男女共同参画支援センター	…	40
85	デートDV防止の啓発	市長公室	人権・男女共同参画推進課		
86	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の集中的な啓発	市長公室	男女共同参画支援センター		
87	市民を対象とした講演等によるDV防止の啓発	市長公室	人権・男女共同参画推進課 男女共同参画支援センター	…	41
88	広報紙及びホームページによるDV防止の啓発	市長公室	人権・男女共同参画推進課		
89	DV・児童虐待発見のための保健医療従事者に対する意識啓発	市立病院	庶務課		

施策の方向(2) 相談支援体制の充実と被害者の安全確保

90	DV相談窓口の周知	市長公室	人権・男女共同参画推進課	…	42
91	DV相談の実施	市長公室	人権・男女共同参画推進課		
92	DVに関する法律相談の実施	市長公室	人権・男女共同参画推進課		
93	女性の緊急一時保護の実施	子ども家庭部	子ども福祉課	…	43

施策の方向(3) 自立に向けた支援体制の充実

94	DV・女性相談による関係機関等への同行支援	市長公室	人権・男女共同参画推進課	…	44
95	住民基本台帳事務における支援措置	市民協働部	市民課		
96	国民年金制度に関する情報提供	保健医療部	国保年金課		
97	生活保護制度による支援	福祉部	生活福祉課	…	45
98	高齢の被害者への支援	地域共生部	地域包括ケア課		
99	保育所入退所時の支援	子ども家庭部	保育入所課		
100	学童保育室入退所時の支援	子ども家庭部	青少年課	…	46
101	予防接種・健診等における支援	保健医療部	健康づくり推進課		
102	国民健康保険等への加入相談	保健医療部	国保年金課		
103	就学における支援	学校教育部	学務課	…	47

施策の方向(4) 関係機関との連携強化

104	二次的被害防止のための職員研修の実施	市長公室	人権・男女共同参画推進課	…	48
105	相談員の資質向上のための講座等の開催	市長公室	人権・男女共同参画推進課		
106	DV被害者支援のための情報連携	市長公室	人権・男女共同参画推進課		
107	庁内の連携強化	市長公室	人権・男女共同参画推進課	…	49
108	関係機関との連携強化	市長公室	人権・男女共同参画推進課		
109	県主催のDV被害者支援研修の受講	子ども家庭部	子ども福祉課		
○ 110	DV防止対策と児童虐待防止対策との連携強化	子ども家庭部	子ども福祉課	…	50

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 施策の方針 I 男女共同参画社会形成のための意識啓発
 施策の方向 (1) 広報・啓発の充実

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新規に位置づけ

1	事業名	男女共同参画推進のための講座等の開催						所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的		手段							
市民の男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進を図る。		男女共同参画に関する講座や講演会等を年1回程度開催する。							
活動指標	参加率	成果指標			満足度				
活動内容または目標値の考え方	参加率=参加者数/定員×100	成果または目標値の考え方			満足度=満足・ほぼ満足の回答者数/アンケート回答者数×100				
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
%	100	80	80	%	90	80	80		
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	80	80	80		80	80	80		
2	事業名	男女共同参画情報誌の発行						所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的		手段							
市民に、男女共同参画に関する情報をわかりやすく発信することで、意識啓発、理解促進を図る。		年2回定期的に男女共同参画情報誌を発行する。毎回テーマを定めた特集を掲載する。							
活動指標	発行部数	成果指標							
活動内容または目標値の考え方	13,000部×2回発行	成果または目標値の考え方			男女共同参画について理解、意識を深めることができる。				
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
部	26,000	26,000	26,000						
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	26,000	26,000	26,000						
3	事業名	男女共同参画情報を選択・判断する力を育成する事業の実施						所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的		手段							
インターネット、スマートフォンなど多様化するメディアから発信されるジェンダー(社会的・文化的に作られた性差)に関する情報をうのみにせず、主体的に読み解き、活用する能力を高める。		メディアから発信される情報を選び取る力、見極める力を養うための講座の開催やパネル展示等を行う。							
活動指標	実施事業数	成果指標							
活動内容または目標値の考え方	講座の開催、パネル展示等を行う。	成果または目標値の考え方			講座等を通じて、メディアが発信する情報を男女共同参画の視点から理解・認識する能力を高めることができる。				
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
回	1	1	1						
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	1	1	1						

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 施策の方針 I 男女共同参画社会形成のための意識啓発
 施策の方向 (1) 広報・啓発の充実

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新規に位置づけ

4	事業名	男女共同参画推進のためのパネル展示等の実施						所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的				手段					
市民の男女共同参画に関する理解を広め、男女共同参画の推進を図る。				国の男女共同参画週間等に合わせ、パネル展示等を行う。					
活動指標	実施事業数						成果指標		
活動内容または目標値の考え方	男女共同参画支援センター等におけるパネル展示等の実施回数						成果または目標値の考え方	パネル展示等を通じて、男女共同参画の意識啓発を図ることができる。	
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
回	8	7	7						
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	7	7	7						
5	事業名	男女共同参画推進のための出前講座等の実施						所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的				手段					
市民の男女共同参画に関する理解を広め、男女共同参画の推進を図る。				地区センター等において、男女共同参画に関する講座、パネル展示等を実施する。					
活動指標	実施事業数						成果指標		
活動内容または目標値の考え方	指定管理業務のうち、施設の内外で実施する事業数						成果または目標値の考え方	地域等に出向いて事業を行うことで、男女共同参画の意識啓発を効果的に行うことができる。	
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
回	8	6	6						
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	6	6	6						
6	事業名	男女共同参画推進週間における事業の実施						所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的				手段					
市の男女共同参画推進週間に合わせて、市民団体と協働で男女共同参画の推進を図る。				男女共同参画支援センターの周年事業(七夕フェスタ)を、登録団体その他の市民団体と協働で実施する。					
活動指標	参加団体数(延べ)						成果指標		
活動内容または目標値の考え方	七夕フェスタに参加する延べ団体数						成果または目標値の考え方	市民団体と協働で実施することで、効果的に男女共同参画の推進を図ることができる。	
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
団体	140	125	125						
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	125	125	125						

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 施策の方針 I 男女共同参画社会形成のための意識啓発
 施策の方向 (1) 広報・啓発の充実

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新規に位置づけ

7	事業名	市民との協働による事業の実施						所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的				手段					
市民との協働による事業を企画実施することにより、男女共同参画に関する理解を深める。				公募した市民で構成する企画委員等との協働により、事業を実施する。					
活動指標	実施事業数						成果指標		
活動内容または目標値の考え方							成果または目標値の考え方	市民との協働による事業を実施することで、効果的に男女共同参画の意識啓発を図ることができる。	
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
回	3	2	2						
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	2	2	2						
8	事業名	支援センター登録団体等との協働による事業の実施						所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的				手段					
市民との協働による男女共同参画の推進を図る。				男女共同参画支援センターの登録団体および他の市民団体との協働により、男女共同参画に関する講座の企画、運営を行う。					
活動指標	協働で開催する講座数						成果指標	満足度	
活動内容または目標値の考え方							成果または目標値の考え方	満足度 = 満足・ほぼ満足の回答者数 / アンケート回答者数 × 100	
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
回	4	4	4	%	92	80	80		
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	4	4	4		80	80	80		
9	事業名	男女共同参画に関する図書の貸出し						所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的				手段					
市民の男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進を図る。				男女共同参画に関する図書の貸出しを実施する。					
活動指標	利用者数(延べ)						成果指標		
活動内容または目標値の考え方							成果または目標値の考え方	図書の貸出しにより、市民が男女共同参画の理解を深めることができる。	
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
人	509	510	510						
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	510	510	510						

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 施策の方針 I 男女共同参画社会形成のための意識啓発
 施策の方向 (1) 広報・啓発の充実

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新規に位置づけ

10	事業名	ジェンダーの視点を踏まえた刊行物等作成のための啓発			所管課所	人権・男女共同参画推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
市の各課所に、性別による固定的イメージが含まれる刊行物等を作成することがないよう意識啓発を図る。				ジェンダーの視点を踏まえた刊行物等作成のガイドラインを作成するとともに、ガイドラインに沿って刊行物等が作成されているかを定期的に確認し、各課所に通知する。				
活動指標	チェックした刊行物等の数			成果指標				
活動内容または目標値の考え方	情報公開センターや各課のカウンターなどで配架されている資料、ポスターやホームページなどを、毎月5種類チェックする。			成果または目標値の考え方	市の各課所がジェンダーの視点を踏まえた刊行物が作成できるようになる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
種類	60	60	60					
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	60	60	60					
11	事業名	市民への男女共同参画苦情処理委員の周知			所管課所	人権・男女共同参画推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
男女共同参画の推進に関する市の施策や、男女共同参画の推進を妨げる事案に対して、市民が必要なときにいつでも苦情の申し出ができるように、苦情処理委員の周知を図る。				広報紙やホームページに男女共同参画苦情処理委員の情報を掲載するほか、随時チラシ等を用いて苦情処理委員の周知を行う。				
活動指標	広報紙やホームページ等でPRする回数			成果指標				
活動内容または目標値の考え方				成果または目標値の考え方	周知することにより、申し出が必要な事案があった場合に、市民が苦情処理委員の制度を活用することができる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
回	3	3	3					
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	3	3	3					
12	事業名	職員に対する男女共同参画の啓発			所管課所	人事課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
男女がともに能力を発揮できる職場環境を形成するため、男女共同参画に関する研修を実施することにより市職員の理解を深め、意識啓発を図る。				男女共同参画に関する研修を実施する。				
活動指標	男女共同参画に関する研修の受講者数			成果指標	理解度			
活動内容または目標値の考え方	新採用及び新任主幹職の職員を対象とするため、具体的な目標値の設定はできない。			成果または目標値の考え方	理解度＝理解できた・ほぼ理解できたの回答者数／アンケート回答者数×100			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
人	188	—	—	%	81	100	100	
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	—	—	—		100	100	100	

基本目標
施策の方針
施策の方向

I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
I 男女共同参画社会形成のための意識啓発
(2) 性の多様性に関する理解の促進と支援

◎:令和3年度から新規に実施
○:従来から実施しているが新規に位置づけ

13	事業名	性の多様性の理解促進に関する講座の開催			所管課所	男女共同参画支援センター		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
市民に、性の多様性の理解を促すとともに、互いに尊重し合う意識の啓発を図る。				性的少数者への理解を深める講座を開催する。				
活動指標	参加率			成果指標	理解度			
活動内容または目標値の考え方	参加率=参加者数/定員×100			成果または目標値の考え方	理解度=理解できた・ほぼ理解できたの回答者数/アンケート回答者数×100			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
%	80	80	80	%	-	80	80	
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	80	80	80		80	80	80	
14	事業名	性的少数者への理解促進のための職員研修の実施 ○			所管課所	人権・男女共同参画推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
市職員が性的少数者への正しい理解と認識を深め、窓口等において、配慮した対応ができるよう、意識啓発を図る。				性的少数者への理解を深める研修を実施する。				
活動指標	受講者数			成果指標	理解度			
活動内容または目標値の考え方	各課所の受講者数			成果または目標値の考え方	理解度=理解できた・ほぼ理解できたの回答者数/アンケート回答者数×100			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
人	42	45	45	%	98	100	100	
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	45	45	45		100	100	100	
15	事業名	性的少数者への理解促進のための啓発 ◎			所管課所	人権・男女共同参画推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
市内事業者に性的少数者への正しい理解を深めるため、意識啓発、理解促進を図る。				性的少数者への理解を深めるリーフレットを市内事業者へ配付する。				
活動指標	リーフレットの配付回数			成果指標				
活動内容または目標値の考え方	市内事業者への配付の回数			成果または目標値の考え方	リーフレットを配付することで、性的少数者の理解を深めることができる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
回	-	1	1					
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	1	1	1					

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 施策の方針 I 男女共同参画社会形成のための意識啓発
 施策の方向 (3) 国際理解の推進

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新規に位置づけ

16	事業名	国際的な動向についての情報提供			所管課所	人権・男女共同参画推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
男女共同参画の取り組みは国際的な動向と密接に連動しているため、国際的な動向についての情報を市民に提供し、男女共同参画に関する意識啓発、理解促進を図る。				男女共同参画に関する国際的な動向について、情報提供を行う。				
活動指標	実施回数			成果指標				
活動内容または目標値の考え方	パネル展示等による情報提供を行う。			成果または目標値の考え方	男女共同参画先進国の取り組み等を紹介することで、男女共同参画の意識啓発を図ることができる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
回	2	1	1					
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	1	1	1					

基本目標
施策の方針
施策の方向

I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進
(1) 学校等における男女共同参画視点を踏まえた教育の推進

◎:令和3年度から新規に実施
○:従来から実施しているが新規に位置づけ

17	事業名	家庭における固定的な役割分担意識の解消に関する講座の開催			所管課所	男女共同参画支援センター		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
家庭において保護者に子どもが小さいうちから男女共同参画の視点に基づいた関わりを持つことの必要性を認識してもらう。				保護者に向けて、性別による固定的役割分担意識にとらわれない子育てなど、ジェンダーの視点を踏まえた家庭教育に関する講座を開催する。				
活動指標	参加率			成果指標	満足度			
活動内容または目標値の考え方	参加率=参加者数/定員×100			成果または目標値の考え方	満足度=満足・ほぼ満足の回答者数/アンケート回答者数×100			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
%	95	80	80	%	78	80	80	
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	80	80	80		80	80	80	
18	事業名	保護者に向けた啓発資料の配付			所管課所	人権・男女共同参画推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
家庭で男女共同参画の視点に基づいた教育が行われるよう、保護者に男女共同参画に関する意識啓発、理解促進を図る。				保育所(4歳クラス)、小学校3年生、中学校1年生の子を持つ保護者全員に男女共同参画意識の啓発資料を配付する。				
活動指標	配付部数			成果指標				
活動内容または目標値の考え方	該当する学年の子どもと保護者全員に配付するが、子どもの人数が毎年度変化するため、具体的な目標値は設定できない。			成果または目標値の考え方	中学生以下の子どもを持つ保護者に対して男女共同参画の視点を持った家庭教育が行われるよう意識啓発を図ることができる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
部	9,705	—	—					
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	—	—	—					
19	事業名	教職員に向けた啓発資料の配付			所管課所	人権・男女共同参画推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
男女共同参画の視点を踏まえた学校教育が行われるよう、教職員の男女共同参画に関する理解をさらに深める。				市立の小中学校教職員全員に、男女共同参画意識の啓発資料を配付する。				
活動指標	配付部数			成果指標				
活動内容または目標値の考え方	教職員の人数が毎年度変化するため、具体的な目標値の設定はできない。			成果または目標値の考え方	教職員に対して改めて男女共同参画について考えてもらうことで、男女共同参画の視点を踏まえた学校教育が行われるよう、教職員の意識啓発を図ることができる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
部	1,473	—	—					
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	—	—	—					

基本目標
施策の方針
施策の方向

I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進
(1) 学校等における男女共同参画視点を踏まえた教育の推進

◎:令和3年度から新規に実施
○:従来から実施しているが新規に位置づけ

20	事業名	若年層に向けた男女共同参画推進条例リーフレットの配付			所管課所	人権・男女共同参画推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
できるだけ早い時期から男女共同参画の考え方を理解するよう、若年層に男女共同参画に関する意識啓発、理解促進を図る。				小学6年生全員に市の男女共同参画推進の基本的な考え方である「越谷市男女共同参画推進条例」のリーフレットを配付する。				
活動指標	配付部数			成果指標				
活動内容または目標値の考え方	対象児童(小学6年生)の人数が毎年変化するため、具体的な目標値は設定できない。			成果または目標値の考え方	条例リーフレットを毎年配付し、条例について知ってもらうことで、男女共同参画に関する意識の早期形成を促すことができる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
部	3,480	—	—					
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	—	—	—					
21	事業名	教職員への男女共同参画に関する研修会の実施			所管課所	指導課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
男女共同参画の視点を踏まえた学校教育が行われるよう、教職員に男女共同参画に関する意識啓発、理解促進を図る。				教職員に向けて男女共同参画に関する研修会を行う。				
活動指標	参加人数			成果指標	理解度			
活動内容または目標値の考え方	本研修会は、市内各小中学校(計45校)から1名以上が参加して実施する。			成果または目標値の考え方	理解度=理解できた・ほぼ理解できたの回答者数/アンケート回答者数×100			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
人	45	45	45	%	100	100	100	
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	45	45	45		100	100	100	
22	事業名	キャリア教育の推進			所管課所	指導課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
児童生徒に、性別による固定的役割分担にとらわれないキャリア形成ができるよう、男女共同参画に関する意識啓発を図る。				キャリア教育を実践するため、中学校ではさまざまな職業についての調査・体験、小学校では地域の方との交流などを行う。				
活動指標	実践校数			成果指標				
活動内容または目標値の考え方	キャリア教育の実践校			成果または目標値の考え方	児童生徒が、職場体験や地域の方との交流を通じて、性別による固定的な生き方にとらわれないキャリア形成をすることができる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
校	45	45	45					
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	45	45	45					

基本目標
 施策の方針
 施策の方向

Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり
 3 女性の活躍の推進
 (1) 女性の人材育成と審議会等への登用の推進

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新規に位置づけ

23	事業名	審議会等における女性の登用推進のための講座の開催			所管課所	男女共同参画支援センター		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
主として女性に、審議会等への参画についての意識を高め、審議会等における女性の登用を推進する。				審議会等への女性の参画を支援するための講座を、人権・男女共同参画推進課と連携して開催する。				
活動指標	参加率			成果指標	満足度			
活動内容または目標値の考え方	参加率=参加者数/定員×100			成果または目標値の考え方	満足度=満足・ほぼ満足の回答者数/アンケート回答者数×100			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
%	85	80	80	%	83	80	80	
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	80	80	80		80	80	80	
24	事業名	審議会等への女性の登用推進			所管課所	人権・男女共同参画推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
市の審議会等における女性の登用を推進する。				行政推進会議及び幹事会で全庁的に働きかけを行う。審議会委員の改選時期に合わせて、女性の登用について各課に対して個別に働きかけを行う。				
活動指標	働きかけの回数			成果指標	女性の登用率			
活動内容または目標値の考え方	働きかけを行う審議会が特定できないため、目標値は設定できない。			成果または目標値の考え方	行政委員会・法令等審議会・要綱等協議会における女性登用率			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
回	30	—	—	%	32.8	35	35	
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	—	—	—		35	35	35	
25	事業名	男女共同参画チャレンジリスト登録者への情報提供			所管課所	人権・男女共同参画推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
市民(チャレンジリスト登録者)に、審議会委員の公募に関する情報提供を行い、審議会等における女性の登用を推進する。				審議会への女性の参画を支援するための講座受講者等のうち、希望者にチャレンジリストに登録してもらい、公募委員を募集する各審議会の情報を提供する。				
活動指標	登録者数			成果指標	登録者のうち年度内に公募委員になった人数			
活動内容または目標値の考え方	毎年度1人以上の新規登録者を目標とする。			成果または目標値の考え方	チャレンジリスト登録者のうち、当該年度内に審議会の公募委員に選任された人数 平成30～令和2年度実績の平均値			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
人	80	82	83	人	12	13	13	
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	84	85	86		13	13	13	

基本目標
施策の方針
施策の方向

Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり
3 女性の活躍の推進
(1) 女性の人材育成と審議会等への登用の推進

◎:令和3年度から新規に実施
○:従来から実施しているが新規に位置づけたもの

26	事業名	女性職員の人材育成・登用促進						所管課所	人事課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
政策決定過程における男女共同参画を推進するため、行政内部においても、女性人材の能力開発、登用を促進する。					女性職員を対象としたエンパワーメント研修等を実施する。				
活動指標	女性の能力開発のための研修の受講者数			成果指標	職員のうち管理職に占める女性職員の割合				
活動内容または目標値の考え方	演習形式(事務・技術の女性職員5人×5グループ程度)での実施を予定			成果または目標値の考え方	当該年度の翌年度4月1日現在				
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
人	33	25	25	%	19.2	21	22		
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	25	25	25		23	24	25		
27	事業名	女性消防吏員の活躍支援事業 ○						所管課所	消防総務課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
女性の視点に立って市民へ消防の魅力を広く発信するとともに、男性・女性問わず活躍できる職場づくりを推進し、女性消防吏員のさらなる活躍を通じ、住民サービスの向上や組織の活性化を図る。					女性消防吏員の執務環境の改善や女性が消防職務を継続していくため、柔軟な職域拡大の推進、研修機会の拡大などに取り組み、支援する。				
活動指標	活動実施回数			成果指標	消防吏員に占める女性の割合				
活動内容または目標値の考え方	女性消防吏員の活躍をあらゆる側面からサポートするため、採用広報や教育研修などの活動を行う。			成果または目標値の考え方	当該年度の翌年度4月1日現在(総務省消防庁の数値目標5%以上に準拠)				
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
回	5	6	7	%	4.6	5	5		
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	8	9	10		5	5	5		

基本目標 II 男女が輝き活躍できるまちづくり
 施策の方針 3 女性の活躍の推進
 施策の方向 (2) 女性の就業・起業のための支援

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新規に位置づけ

28	事業名	女性のための就職支援セミナー						所管課所	経済振興課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
女性の就職へ向けた能力向上等を支援し、さらなる活躍の推進と働き手の確保を図る。					就職活動に必要な適性診断や採用面接での自己PRをテーマとしたセミナー(講座)を開催する。				
活動指標	参加率			成果指標	満足度				
活動内容または目標値の考え方	参加率=参加者数/定員×100			成果または目標値の考え方	満足度=良かったの回答者数/アンケート回答者数×100 参加者に対するアンケートを実施し、セミナーに対する満足度とともに要望や意見を伺う。				
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
%	60	70	70	%	99	90	90		
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	70	70	70		90	90	90		
29	事業名	女性の就業支援事業						所管課所	経済振興課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
女性の就業支援の一環として専門のキャリアコンサルタントを配置、就職に向けたきめ細かな総合的カウンセリングを実施し、早期就職の促進を図る。					委託事業としてキャリアコンサルタントを配置し、個別にカウンセリングを実施する。				
活動指標	相談件数(延べ)			成果指標	相談終了者の就職率				
活動内容または目標値の考え方				成果または目標値の考え方					
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
件	96	90	90	%	37.8	40	40		
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	90	90	90		40	40	40		
30	事業名	女性創業者の育成支援						所管課所	経済振興課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
女性の創業を促進し、新たな産業や雇用の創出及び市内産業の振興を図る。					女性の創業希望者や創業間もない方を対象に創業相談及び創業支援セミナーを実施する。また、創業に係る費用の補助を行う。				
活動指標	女性の創業相談件数			成果指標	創業を支援した女性の人数				
活動内容または目標値の考え方				成果または目標値の考え方	市の支援(相談、セミナー、補助金等)を受けて創業した女性の数				
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
件	38	40	40	人	12	10	10		
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	40	40	40		10	10	10		

基本目標 II 男女が輝き活躍できるまちづくり
 施策の方針 3 女性の活躍の推進
 施策の方向 (2) 女性の就業・起業のための支援

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新規に位置づけ

31	事業名	女性の起業支援に関する講座の開催			所管課所	男女共同参画支援センター		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
女性が主体的に能力を発揮できる力(エンパワメント)をつけるための学習機会を提供し、起業を視野に入れた女性の能力向上を図る。				女性が企業で働くだけでなく、起業する、NPOを立ち上げるなど、多様な働き方の選択ができるようなワークショップを中心とした講座を開催する。				
活動指標	参加率			成果指標	満足度			
活動内容または目標値の考え方	参加率=参加人数/定員×100			成果または目標値の考え方	満足度=満足・ほぼ満足の回答者数/アンケート回答者数×100			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
%	100	80	80	%	96	80	80	
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	80	80	80		80	80	80	
32	事業名	家族経営協定の推進			所管課所	農業振興課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
市内で農業を営む世帯における女性従事者の労働環境を維持する。				農業を営む家族間の話し合いのもとで共同経営環境の取り決めをする「家族経営協定」の普及拡大のため、農家への戸別訪問による啓発パンフレットの配布や制度説明、農業団体へのPRなどを行う。				
活動指標	農業団体へのPR活動			成果指標	協定の締結件数			
活動内容または目標値の考え方	農業団体連合会ホームページを活用し幅広く周知を図る。			成果または目標値の考え方	家族経営協定の締結をきっかけとして、目指すべき農業経営の姿や、家族みんなが意欲的に働くことができる環境整備ができる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
回	1	1	1	件	33	32	32	
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	1	1	1		32	32	32	
33	事業名	女性の農業従事者支援			所管課所	農業振興課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
市内の農業に携わる女性組織の活動を支援し、農業における女性の地位向上や経営参画推進を図る。				JA越谷市女性部が実施する、農業経営に関する講座及び先進事例の研究、地域交流活動など支援するため補助金を交付する。				
活動指標	実施地区の割合			成果指標				
活動内容または目標値の考え方	JA 越谷市女性部が、先進事例の研究や女性の農業経営、地域交流などに関する事業を実施した地区の割合			成果または目標値の考え方	農業に従事する女性が、講座の受講や先進事例の研究、地域交流などを通じて、農業経営や地域社会への参画、起業に向けた知識等を習得することができる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
%	100	100	100					
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	100	100	100					

基本目標
施策の方針
施策の方向

Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり
3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
(3) ハラスメント対策の充実

◎:令和3年度から新規に実施
○:従来から実施しているが新規に位置づけ

34	事業名	就労に関する法制度や職場におけるハラスメントに関する講座の開催			所管課所	男女共同参画支援センター		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
市民に就労に関する法制度や職場におけるハラスメントについて普及・啓発を図る。				配偶者控除、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法など、就労に関する法制度、職場におけるハラスメントについて講座を開催する。				
活動指標	参加率			成果指標	理解度			
活動内容または目標値の考え方	参加率=参加人数/定員×100			成果または目標値の考え方	理解度=理解できた・ほぼ理解できたの回答者数/アンケート回答者数×100			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
%	100	80	80	%	100	80	80	
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	80	80	80		80	80	80	
35	事業名	ワーク・ライフ・バランスやハラスメント防止の普及・啓発			所管課所	人権・男女共同参画推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
市内の事業者に、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)やハラスメント防止について普及・啓発を図る。				ワーク・ライフ・バランスに関係する取り組みを行っている市内の事業者インタビューし、その効果などをまとめるとともに、ハラスメント防止を含めたリーフレットを市内事業者に配付する。				
活動指標	リーフレットの配付回数			成果指標				
活動内容または目標値の考え方	市内事業者への配付の回数			成果または目標値の考え方	リーフレットを配付することで、ワーク・ライフ・バランスの普及やハラスメント防止の啓発につながる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
回	1	1	1					
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	1	1	1					
36	事業名	職員に対するハラスメント対策の充実			所管課所	安全衛生管理課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
ハラスメントのない、男女がともに能力を発揮できる職場環境を形成するため、職員に対する意識啓発を図る。				ハラスメントに関する研修等を実施する。				
活動指標	ハラスメントに関する研修受講者数			成果指標	理解度			
活動内容または目標値の考え方	ハラスメントに関する研修を実施する新採用、中級、上級、新任主幹及び特別の各研修の受講者数。年ごとに増減があるため具体的な数値は設定しない。			成果または目標値の考え方	理解度=理解できた・ほぼ理解できたの回答者数/アンケート回答者数×100			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
人	380	—	—	%	80	100	100	
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	—	—	—		100	100	100	

基本目標
施策の方針
施策の方向

Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり
4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
(1) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

◎:令和3年度から新規に実施
○:従来から実施しているが新規に位置づけ

37	事業名	事業者を対象とした男女共同参画に関する事業の実施			所管課所	男女共同参画支援センター		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
事業者に男女共同参画意識の普及・啓発を図り、職場における男女共同参画を推進する。				事業者を対象として、ワーク・ライフ・バランスなどに関する講座、パネル展示等を実施する。				
活動指標	実施事業数			成果指標				
活動内容または目標値の考え方				成果または目標値の考え方	職場における男女共同参画を推進することができる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
回	1	1	1					
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	1	1	1					
38	事業名	男性職員の育児休業取得のための啓発			所管課所	人事課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
子育て中の男性職員が子育てに関する休暇等を積極的に取得できるよう、制度内容の周知・啓発を図る。				仕事と家庭の両立支援に関する研修の実施やハンドブックの配付等により、職員への周知を図る。				
活動指標	仕事と家庭の両立支援に関する研修の受講者数			成果指標	理解度			
活動内容または目標値の考え方	新採用、採用後6年目及び新任の管理職職員を対象とするため、具体的な目標値の設定はできない。			成果または目標値の考え方	理解度＝理解できた・ほぼ理解できたの回答者数／アンケート回答者数×100			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
人	204	—	—	%	—	100	100	
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	—	—	—		100	100	100	

基本目標
施策の方針
施策の方向

Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり
4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
(2) 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進

◎:令和3年度から新規に実施
○:従来から実施しているが新規に位置づけ

39	事業名	男性の男女共同参画推進のための事業の実施			所管課所	男女共同参画支援センター		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
男性に家庭生活等への参画を促す意識を啓発する。				さまざまな世代に対応したテーマを設定して講座等を開催する。				
活動指標	実施事業数			成果指標				
活動内容または目標値の考え方				成果または目標値の考え方	男性の男女共同参画に対する意識の浸透を図ることができる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
回	1	1	1					
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	1	1	1					
40	事業名	育児・介護等と仕事の両立支援のための事業の実施			所管課所	男女共同参画支援センター		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
仕事と育児・介護等の両立を支援する。				働きながら子育てや介護等を両立することに関する講座等を実施する。				
活動指標	実施事業数			成果指標				
活動内容または目標値の考え方				成果または目標値の考え方	仕事と家事や育児、介護等の両立を支援することができる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
回	0	1	1					
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	1	1	1					
41	事業名	育児期の女性の就労継続を支援する講座の開催			所管課所	男女共同参画支援センター		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
育児期の女性が就業継続し、スキルアップにつながる支援をする。				妊娠・出産・育児期の女性が仕事を継続するために、具体的に役立つ知識やスキルを習得できる講座を開催する。				
活動指標	参加率			成果指標	満足度			
活動内容または目標値の考え方	参加率 = 参加者数 / 定員 × 100			成果または目標値の考え方	満足度 = 満足・ほぼ満足の回答者数 / アンケート回答者数 × 100			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
%	65	80	80	%	99	80	80	
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	80	80	80		80	80	80	

基本目標
 施策の方針
 施策の方向

Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり
 4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 (2) 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新規に位置づけ

42	事業名	障がい者介護支援			所管課所	障害福祉課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
介護者の負担軽減を図ることで、介護と他の活動の両立を支援する。				在宅の心身障害者の地域生活を支援するため、一時預かり・派遣による介護サービス・外出援助等を実施する登録サービス提供団体に補助金を交付する。				
活動指標	利用登録者数(障がい者)			成果指標	利用時間数(延べ)			
活動内容または目標値の考え方	当該年度内で生活サポート事業の利用登録を行っている利用者数の総数 年度内の利用実績は問わない。			成果または目標値の考え方	生活サポート事業の利用登録者が当該年度内で事業を利用した延べ利用時間数 目標値の設定は、事業の内容から難しい。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
人	302	358	390	時間	4,200	—	—	
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	425	463	504		—	—	—	
43	事業名	障がい児介護支援			所管課所	子ども福祉課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
介護者の負担軽減を図ることで、介護と他の活動の両立を支援する。				在宅の心身障害児の地域生活を支援するため、一時預かり・派遣による介護サービス・外出援助等を実施する登録サービス提供団体に補助金を交付する。				
活動指標	利用登録者数(障がい児)			成果指標	利用時間数(延べ)			
活動内容または目標値の考え方	当該年度内で生活サポート事業の利用登録を行っている利用者数の総数 年度内の利用実績は問わない。			成果または目標値の考え方	生活サポート事業の利用登録者が当該年度内で事業を利用した延べ利用時間数 目標値の設定は、事業の内容から難しい。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
人	256	260	260	時間	6,542	—	—	
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	260	260	260		—	—	—	
44	事業名	高齢者介護支援			○	所管課所	地域包括ケア課	
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
介護者の負担軽減を図ることで、介護と他の活動の両立を支援する。				見守りや部分的介助が必要な高齢者(介護保険認定対象外)の介護者が、休養や旅行等で一時的に介護を離れる間、高齢者が特別養護老人ホーム等で短期宿泊する際のサービス費を受け入れ施設に支給する。				
活動指標	申請件数			成果指標	利用日数(延べ)			
活動内容または目標値の考え方	介護予防に取り組んでおり、介護を必要とする高齢者を増やすことが望ましい事ではないため、高齢者人口が増加する中、実績値は同値とした。			成果または目標値の考え方	短期宿泊サービスを利用した延べ利用日数 目標値の設定は、事業の内容から難しい。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
件	10	10	10	日	74	—	—	
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	10	10	10		—	—	—	

基本目標
施策の方針
施策の方向

Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり
4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
(2) 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進

◎:令和3年度から新規に実施
○:従来から実施しているが新規に位置づけ

45	事業名	父親サロンの開催						所管課所	子ども施策推進課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
父親に、育児の参画を促進するための支援を行う。					未就学の子どもを持つ父親同士の交流の場として父親サロンを開催する。				
活動指標	参加人数(延べ)						成果指標		
活動内容または目標値の考え方							成果または目標値の考え方	子育てサロンにおいて、父親のための相談や子育て情報の提供を行うことにより、意識の啓発を図り、男性の子育てへの関わりを促進する。	
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
人	334	300	300	人					
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	300	300	300						
46	事業名	送迎保育の実施						所管課所	子ども施策推進課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
保育園の開所時間内に保育園へ児童を送迎できない保護者に代わり、保育ステーションにおいて送迎及びそれに伴う保育を行うことにより、仕事と育児の両立を支援する。					指定私立保育園への児童の送迎及びそれに伴う保育を行う。				
活動指標	年間利用可能な児童数(延べ)						成果指標	年間利用児童数(延べ)	
活動内容または目標値の考え方	令和3年度:定員20人×293日×2か所 令和4年度以降同数とする。						成果または目標値の考え方	各保育ステーションの登録児童の年間延べ利用児童合計数 事業の実施そのものが両立支援に資することから、目標値の設定は行わない。	
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
人	11,600	11,720	11,720	人	1,913	—	—		
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	11,720	11,720	11,720		—	—	—		
47	事業名	一時預かりの実施						所管課所	子ども施策推進課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
市民の育児と他の活動(就職活動、通院、リフレッシュ等)との両立を支援する。					保育ステーション及び地域子育て支援センターにおいて、一時預かりを実施する。				
活動指標	年間利用可能な児童数(延べ)						成果指標	年間利用児童数(延べ)	
活動内容または目標値の考え方	令和3年度:保育ステーション17,950人(20人×359日×2か所、10人×359日×1か所)、地域子育て支援センター18,450人(10人×246日×7か所+5人×246日×1か所) 令和4年度以降同数とする。						成果または目標値の考え方	年間利用児童数(各保育ステーション及び支援センターの一時預かり利用者数の合計) 事業の実施そのものが両立支援に資することから、目標値の設定は行わない。	
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
人	18,360	18,450	18,450	人	15,664	—	—		
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	18,450	18,450	18,450		—	—	—		

基本目標
施策の方針
施策の方向

Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり
4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
(2) 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進

◎:令和3年度から新規に実施
○:従来から実施しているが新規に位置づけ

48	事業名	保育所運営(市立)						所管課所	保育施設課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
市立保育所 18 か所において良質かつ適切な保育サービスの提供に努めるとともに、障がい児保育・延長保育等多様な保育ニーズに応えられるよう、適正な保育所運営の確保に努めることで、市民の育児と他の活動の両立を支援する。					適正な保育所の運営を通じて、良質で適切な保育サービスを提供する。				
活動指標		保育所(市立)の定員				成果指標		保育所(市立)入所児童数	
活動内容または目標値の考え方		既設の市立保育所の増改築等により定員増を図り、増加傾向にある保育需要に対応する。				成果または目標値の考え方		事業の実施そのものが両立支援に資することから、目標値の設定は行わない。	
活動目標単位		令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位		令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標
人		2,020	2,050	2,050	人		1,911	—	—
		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標			令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標
		2,050	2,050	2,050			—	—	—
49	事業名	延長保育の実施						所管課所	保育入所課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
市民の育児と就労等との両立を支援する。					就労形態の多様化や通勤時間に即した保護者のニーズに適切に対応するため、延長保育を実施する。				
活動指標		利用可能な児童数(延べ)				成果指標		利用児童数(延べ)	
活動内容または目標値の考え方		市立、私立保育所及び認定こども園、特定地域型保育事業における入所定員数の合計(4月1日現在)				成果または目標値の考え方		延長保育年間延べ利用人数 事業の実施そのものが両立支援に資することから、目標値の設定は行わない。	
活動目標単位		令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位		令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標
人		5,839	7,395	7,395	人		72,275	—	—
		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標			令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標
		7,395	7,395	7,395			—	—	—
50	事業名	病児等保育の実施						所管課所	子ども施策推進課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
市民の育児と他の活動との両立を支援する。					病気で患中又は回復期にある生後3ヶ月から小学校3年生までの乳幼児・児童を一時的に保育する。				
活動指標		利用可能な児童数(延べ)				成果指標		利用児童数(延べ)	
活動内容または目標値の考え方		病気で患中又は回復期にあるが集団での保育が困難な時期に、仕事を休むことができない保護者の支援を図る。				成果または目標値の考え方		事業の実施そのものが両立支援に資することから、目標値の設定は行わない。	
活動目標単位		令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位		令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標
人		305	610	610	人		305	—	—
		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標			令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標
		610	610	610			—	—	—

基本目標
施策の方針
施策の方向

II 男女が輝き活躍できるまちづくり
4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
(2) 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進

◎:令和3年度から新規に実施
○:従来から実施しているが新規に位置づけ

51	事業名	保育所(園)入所(園)事業(私立等)			所管課所	保育入所課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
市民の育児と他の活動との両立を支援する。				多様化する保育需要に対応するため、市内の民間保育施設(私立保育園、認定こども園、施設型給付を受ける幼稚園、地域型保育事業所)及び市外の保育施設の保育の実施を委託する。				
活動指標	市内保育施設(私立等)の定員			成果指標	市内保育施設(私立等)、市外委託保育の利用人数(延べ)			
活動内容または目標値の考え方	民間施設の開設や運営にあたって補助金などの助成を行い、定員増加を支援している。目標値は、私立保育所、認定こども園、地域型保育事業及び新制度幼稚園の定員数とする。			成果または目標値の考え方	市内民間保育施設及び広域入所委託等保育施設への入所人数 事業の実施そのものが両立支援に資することから、目標値の設定は行わない。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
人	5,013	5,345	5,345	人	56,683	—	—	
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	5,345	5,345	5,345		—	—	—	
52	事業名	学童保育室運営			所管課所	青少年課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
市民の育児と他の活動との両立を支援する。				保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、指導員による学童保育を運営する。				
活動指標	公立学童保育室入室児童定員			成果指標	公立学童保育室の利用人数(延べ)			
活動内容または目標値の考え方	学童保育室の整備計画により、入室児童定員の拡大を図る。			成果または目標値の考え方	事業の実施そのものが両立支援に資することから、目標値の設定は行わない。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
人	2,975	3,125	3,200	人	33,326	—	—	
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	3,275	3,350	3,425		—	—	—	
53	事業名	父親を対象とした子育て講座の開催			所管課所	児童館コスモス		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
父親に、育児の参画を促進するための意識の啓発を図る。				父親を対象とした子育て講座を開催する。(両親での参加も可能)				
活動指標	参加率			成果指標	満足度			
活動内容または目標値の考え方	参加率 = 参加者数 / 定員 × 100			成果または目標値の考え方	満足度 = 満足・ほぼ満足の回答者数 / アンケート回答者数 × 100			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
%	74	80	80	%	100	80	80	
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	80	80	80		80	80	80	

基本目標
施策の方針
施策の方向

Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり
4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
(2) 家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進

◎:令和3年度から新規に実施
○:従来から実施しているが新規に位置づけ

54	事業名	父親を対象とした子育て講座の開催						所管課所	児童館ヒマワリ
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
父親に、育児の参画を促進するための意識啓発を図る。					父親を対象とした子育て講座を開催する。(両親での参加も可能)				
活動指標	参加率			成果指標	満足度				
活動内容または目標値の考え方	参加率=参加者数/定員×100			成果または目標値の考え方	満足度=満足・ほぼ満足の回答者/アンケート回答者×100				
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
%	75	80	80	%	100	80	80		
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	80	80	80		80	80	80		
55	事業名	両親学級の開催						所管課所	健康づくり推進課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
妊婦とその配偶者に、育児の参画を促進するための意識啓発を図る。					新生児の保育の講義や沐浴実習など、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を両親で習得するための講座を開催する。				
活動指標	参加人数(延べ)			成果指標	満足度				
活動内容または目標値の考え方	定員40人の講座を10コース開催(1コースあたり3日間)(母親又は父親のみでの参加もあり)			成果または目標値の考え方	満足度=満足・ほぼ満足の回答者数/アンケート回答者数×100				
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
人	1,373	1,400	1,400	%	97	95	95		
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	1,400	1,400	1,400		95	95	95		
56	事業名	男性の生活自立能力開発のための講座の開催						所管課所	健康づくり推進課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
男性の家事などの生活能力向上を促し、家庭内の固定的性別役割分担の見直しを図る。					男性を対象に、調理技術や栄養知識などを学ぶための講座を開催する。				
活動指標	参加率			成果指標	満足度				
活動内容または目標値の考え方	参加率=参加者数/定員×100			成果または目標値の考え方	満足度=満足・ほぼ満足の回答者数/アンケート回答者数×100				
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
%	67	80	80	%	99	90	90		
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	80	80	80		90	90	90		

基本目標
 施策の方針
 施策の方向

Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり
 5 地域社会における男女共同参画の推進
 (1) 男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の推進

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新規に位置づけ

57	事業名	民生委員・児童委員等への意識啓発						所管課所	福祉総務課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
民生委員・児童委員等に男女共同参画への意識啓発を図る。					民生委員・児童委員等に対し、男女共同参画の促進のための情報提供を行う。				
活動指標	情報提供の実施回数						成果指標		
活動内容または目標値の考え方	民生委員・児童委員協議会で男女共同参画をテーマに研修会を実施する回数						成果または目標値の考え方	男女共同参画に関する民生委員・児童委員等の理解・意識が高まる。	
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
回	2	5	5						
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	5	5	5						
58	事業名	ファミリーサポートセンター事業の充実						所管課所	子ども施策推進課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
地域社会において、市民の育児と他の活動との両立を支援する。					子育ての援助を受けたい方・行いたい方を地域でコーディネートするファミリーサポートセンターを運営するとともに、病児・緊急対応強化事業として、緊急サポートセンター事業を実施する。				
活動指標	提供会員数						成果指標	利用件数	
活動内容または目標値の考え方	提供会員数を増やすことで事業の充実を図る。 ※提供会員数については、ファミリーサポートセンター分についてのみ計上						成果または目標値の考え方	目標値の設定は、事業の内容からなじまない。 ※利用件数については、ファミリーサポートセンター分についてのみ計上	
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
人	352	357	362	件	4,849	—	—		
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	367	372	377		—	—	—		

基本目標
施策の方針
施策の方向

Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり
5 地域社会における男女共同参画の推進
(2) 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進

◎:令和3年度から新規に実施
○:従来から実施しているが新規に位置づけ

59	事業名	防災活動における男女共同参画の啓発						所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的		手段							
防災分野における男女共同参画を推進する。		防災における女性リーダー養成のための講座等を実施する。							
活動指標	実施事業数	成果指標							
活動内容または目標値の考え方		成果または目標値の考え方						防災分野における男女共同参画を推進することができる。	
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
回	1	1	1	%					
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	1	1	1						
60	事業名	防災活動における女性の参画促進						所管課所	危機管理室
男女共同参画の視点からの事業目的		手段							
非常時においても男女の人権が尊重され、また防災分野における方針決定過程への女性の参画が拡大するよう、防災訓練においても男女共同参画の視点を踏まえる。		市が主催する地域の防災訓練において、女性の参加を促す。							
活動指標	防災訓練の実施回数	成果指標						防災訓練の女性の参加割合	
活動内容または目標値の考え方	市が主催する防災訓練の実施回数	成果または目標値の考え方						毎年、実施する地区や訓練に参加する団体が異なるため、目標値の設定ができない。	
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
回	1	1	1	%	43	—	—		
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	1	1	1		—	—	—		
61	事業名	防災備蓄品における女性への配慮						所管課所	危機管理室
男女共同参画の視点からの事業目的		手段							
被災時における男女のニーズの違いを把握し、備蓄品について女性への配慮を行う。		特に女性が必要と思われる用品を備蓄品として確保する。							
活動指標	主な女性向け用品の備蓄率	成果指標							
活動内容または目標値の考え方	備蓄計画(令和3年度～令和7年度)における主な女性向け用品の目標値に対する備蓄率の平均値 (主な女性向け用品:生理用品、サニタリー袋、簡易間仕切り)	成果または目標値の考え方						女性に関する用品等の備蓄率を高めることで、女性に配慮した防災体制の整備を行うことができる。	
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
%	87	59	69						
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	79	89	100						

基本目標 III 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 5 地域社会における男女共同参画の推進
 施策の方向 (2) 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新規に位置づけ

62	事業名	防災活動における女性消防団員の参画			○	所管課所	警防課	
男女共同参画の視点からの事業目的					手段			
大規模災害等が発生し、避難所を開設した際、女性消防団員が運営の補助にあたり、避難者へのきめ細やかな対応を行う。					避難所運営所管課の職員を講師として、避難所運営に必要な研修を実施する。			
活動指標	研修の実施回数			成果指標				
活動内容または目標値の考え方	避難所運営に必要な知識・技術を習得するのに必要となる回数を設定し、人材育成を図る。			成果または目標値の考え方	越谷市と地区の合同総合防災訓練や研修で学んだことを生かし、きめ細やかな避難所運営を行うことができる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
回	—	2	2					
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	2	2	2					

基本目標 III 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 5 地域社会における男女共同参画の推進
 施策の方向 (3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新規に位置づけ

63	事業名	困難を抱える女性を支援するための事業の実施 ◎			所管課所	男女共同参画支援センター				
男女共同参画の視点からの事業目的				手段						
さまざまな困難を抱えた女性の自立を促すための支援を行う。				さまざまな困難を抱えた女性が長期的展望をもって、生活できるように支援する講座等を実施する。						
活動指標	実施事業数			成果指標						
活動内容または目標値の考え方	講座の開催、パネル展示等を行う。			成果または目標値の考え方	困難を抱えた女性に対し、講座等の事業を通じて、自立に向けた支援を行うことができる。					
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標			
回	1	1	1							
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標					令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標
	1	1	1							
64	事業名	外国人市民のための情報提供 ○			所管課所	市民活動支援課				
男女共同参画の視点からの事業目的				手段						
外国人市民のために庁内での通訳や、行政資料の多言語翻訳など自立を促すための支援を行う。				外国人の DV 相談などに通訳を派遣するとともに、子育てや福祉など、必要な行政資料を多言語に翻訳して情報提供を行う。						
活動指標	支援件数(延べ)			成果指標						
活動内容または目標値の考え方	通訳実績数、翻訳実績数			成果または目標値の考え方	外国人の相談時などの通訳や子育て、福祉などの翻訳行政資料により、自立を支援することができる。					
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標			
件	194	200	210							
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標					令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標
	220	230	240							
65	事業名	生活困窮者自立支援制度による支援			所管課所	生活福祉課				
男女共同参画の視点からの事業目的				手段						
生活困窮者に対し、自立のための支援を行う。				生活困窮による自立の過程で、生活困窮者自立支援制度に基づく事業(自立相談支援事業、住居確保給付金、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業)等による支援を行う。						
活動指標	新規相談件数			成果指標						
活動内容または目標値の考え方	目標値の設定は、事業の内容からなじまない。			成果または目標値の考え方	生活困窮者に対し、相談内容に応じた支援を行い、自立を促進することができる。					
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標			
件	430	—	—							
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標					令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標
	—	—	—							

基本目標 III 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 5 地域社会における男女共同参画の推進
 施策の方向 (3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新規に位置づけ

66	事業名	障がい者福祉制度による支援						所管課所	障害福祉課
男女共同参画の視点からの事業目的				手段					
障がい者に対し、自立のための支援を行う。				障がい者の自立の過程で、必要な場合には障害福祉サービス等(介護給付・訓練等給付)を利用し支援を行う。					
活動指標	居室数			成果指標					
活動内容または目標値の考え方	障がい者が地域で自立した生活をするにあたり、住まいの場となるグループホームの整備を推進する。			成果または目標値の考え方	障がい者に対し、障がい者福祉制度による支援を行い、自立を促進することができる。				
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
室	220	280	310						
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	340	370	400						
67	事業名	介護(予防)サービス事業の実施						所管課所	介護保険課
男女共同参画の視点からの事業目的				手段					
介護保険サービスの提供により介護を必要とする人や家族の負担を軽減する。				要介護及び要支援者が、介護を必要とする程度に応じて利用した介護(予防)サービスの費用を介護保険から給付する。					
活動指標	介護(予防)サービスの年間利用件数(延べ)			成果指標	介護(予防)サービス利用者率				
活動内容または目標値の考え方	要介護・要支援認定者数の増加により、介護(予防)サービスの需要も増加する見込みである。			成果または目標値の考え方	介護(予防)サービス利用者数/65歳以上高齢者数×100				
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
件	353,600	387,207	405,189	%	12.1	12.5	12.7		
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	424,007	443,699	464,306		12.9	13.1	13.3		
68	事業名	介護保険に関する情報提供						所管課所	介護保険課
男女共同参画の視点からの事業目的				手段					
介護保険制度の周知を図り、介護保険サービス利用を促進する。				介護保険パンフレット「あんしん介護保険」を所定場所に配架及び説明会等において配布を行う。同パンフレットをもとに、市ホームページにアクセスすることで、より介護保険制度の周知を図る。					
活動指標	説明会等の回数			成果指標	市ホームページの介護保険関連の閲覧件数				
活動内容または目標値の考え方	市内各種団体などを対象とした説明会等において、介護保険パンフレット「あんしん介護保険」を配布し、丁寧な説明を行っていく。			成果または目標値の考え方	R1実績に対し、介護保険認定者数のR1伸び率(1.057)を剩じた値(1,000未満切捨て処理)				
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
回	4	5	5	件	220,634	233,000	246,000		
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	5	5	5		260,000	274,000	289,000		

基本目標 III 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 5 地域社会における男女共同参画の推進
 施策の方向 (3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新規に位置づけ

69	事業名	母子生活支援施設への入所						所管課所	子ども福祉課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
児童の養育に困難を抱える母子世帯からの相談を受け、母子世帯に対して保護を行う。					児童の養育に困難を抱える母子世帯からの相談を受け、必要に応じて母子生活支援施設への入所などの支援を行う。				
活動指標	相談・入所件数(延べ)						成果指標		
活動内容または目標値の考え方	目標値の設定は、事業の内容からなじまない。						成果または目標値の考え方	児童の養育に困難を抱えている母子世帯に対して、必要に応じて母子生活支援施設に入所させて保護する。	
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
件	2	—	—						
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	—	—	—						
70	事業名	母子家庭等の就労支援						所管課所	子ども福祉課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
母子及び父子家庭の母親及び父親の就労を支援する。					母子及び父子家庭の母親及び父親の就労に結びつくような情報の提供に努めるとともに、就労に有効な資格の取得を支援するため、母子自立支援員の面接を通し、教育訓練給付金などの支給を行う。				
活動指標	支給件数						成果指標		
活動内容または目標値の考え方	目標値の設定は、事業の内容からなじまない。						成果または目標値の考え方	雇用保険法で定める教育訓練講座を修了した場合に、受講費用の一部を支給したり、資格取得の養成機関で修業する場合に一定額を月額で支給することで、就労に結び付きやすい技術・技能が習得でき、就労の支援につながる。	
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
件	21	—	—						
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	—	—	—						
71	事業名	母子家庭等の生活支援						所管課所	子ども福祉課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金を貸付ける。					母子家庭等に対しても、福祉資金の貸付を行う。				
活動指標	貸付件数						成果指標		
活動内容または目標値の考え方	目標値の設定は、事業の内容からなじまない。						成果または目標値の考え方	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方に対して、必要な資金を貸付けることにより、経済的な支援を図る。	
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
件	8	—	—						
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	—	—	—						

基本目標 III 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 6 生涯を通じた心身の健康づくり
 施策の方向 (1) 男女の性と人権尊重の理解の推進

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新たに位置づけたもの

72	事業名	性と生殖に関する健康と権利についての講座の開催						所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
市民に、性と生殖に関する健康と権利についての意識の普及・啓発を図る。					性と生殖に関する健康と権利についての講座を開催する。				
活動指標	参加率			成果指標	満足度				
活動内容または目標値の考え方	参加率=参加者数/定員×100			成果または目標値の考え方	満足度=満足・ほぼ満足の回答者数/アンケート回答者数×100				
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
%	100	80	80	%	96	80	80		
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	80	80	80		80	80	80		
73	事業名	生涯を通じた女性の健康に関する講座の開催						所管課所	健康づくり推進課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
市民に、生涯を通じた女性の健康に対する意識の普及・啓発を図る。					生涯を通じた女性の健康に関する講座を開催する。				
活動指標	参加率			成果指標	満足度				
活動内容または目標値の考え方	参加率=参加者数/定員×100			成果または目標値の考え方	満足度=満足・ほぼ満足の回答者数/アンケート回答者数×100				
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
%	37	50	50	%	97.8	90	90		
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	50	50	50		90	90	90		
74	事業名	女性特有の疾病の予防・啓発(乳がん)						所管課所	健康づくり推進課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
妊娠・出産等、男性とは異なる身体機能に由来する女性の健康上の問題についての適切な対応を図る。					乳がん検診を実施する。				
活動指標	受診者数			成果指標	受診率				
活動内容または目標値の考え方	検診は2年に1回の受診で、奇数月・偶数月生まれの方を交互に対象とする。			成果または目標値の考え方					
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
人	8,263	9,500	10,000	%	13.3	14.5	15		
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	10,500	11,000	11,500		15.5	16	16.5		

基本目標 III 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 6 生涯を通じた心身の健康づくり
 施策の方向 (1) 男女の性と人権尊重の理解の推進

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新たに位置づけたもの

75	事業名	女性特有の疾病の予防・啓発(子宮頸がん)						所管課所	健康づくり推進課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
妊娠・出産等、男性とは異なる身体機能に由来する女性の健康上の問題についての適切な対応を図る。					子宮頸がん検診を実施する。 ※子宮頸がん検診受診者のうち、医師の判断で必要と認められた方に子宮体部がん検査を実施する。				
活動指標	受診者数			成果指標	受診率				
活動内容または目標値の考え方				成果または目標値の考え方					
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
人	10,217	12,000	12,500	%	8.8	8.3	8.6		
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	13,000	13,500	14,000		8.9	9.3	9.6		
76	事業名	男性特有の疾病の予防・啓発(前立腺がん)						所管課所	健康づくり推進課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
女性と異なる身体機能に由来する男性の健康上の問題についての適切な対応を図る。					前立腺がん検診を実施する。				
活動指標	受診者数			成果指標	受診率				
活動内容または目標値の考え方				成果または目標値の考え方					
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
人	2,406	2,550	2,880	%	18.3	19.5	20		
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	2,960	3,000	3,080		20.5	21	21.5		
77	事業名	思春期保健講座の開催						所管課所	健康づくり推進課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
市内の小中学生に、男女の性の違いや命の大切さについての認識を促すとともに、お互いに尊重し合う意識の啓発を図る。					思春期の性や命の大切さに関する講座を開催する。				
活動指標	参加人数			成果指標	理解度				
活動内容または目標値の考え方	小・中学生を対象に開催する。対象校の規模により参加人数は異なるため、目標値の設定はできない。			成果または目標値の考え方	理解度＝理解できた・ほぼ理解できたの回答者数／アンケート回答者数×100				
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
人	359	—	—	%	94	90	90		
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	—	—	—		90	90	90		

基本目標 III 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 6 生涯を通じた心身の健康づくり
 施策の方向 (1) 男女の性と人権尊重の理解の推進

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新たに位置づけたもの

78	事業名	不妊治療費の助成			所管課所	感染症保健対策課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
男女の異なる健康上の問題に対して適切な支援を行う。				「特定不妊治療」(体外受精・顕微授精)を受けた夫婦に対し、その治療費の一部を助成する。				
活動指標	申請者数			成果指標				
活動内容または目標値の考え方	特定不妊治療費助成申請者数			成果または目標値の考え方	特定不妊治療を受けた夫婦に対して、治療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、また治療を受ける機会を増大し、男女の異なる健康上の問題に対する支援を行うことができる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
人	419	400	400					
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	400	400	400					

基本目標 III 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 6 生涯を通じた心身の健康づくり
 施策の方向 (2) こころとからだの相談等の充実

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新規に位置づけ

79	事業名	女性相談の実施						所管課所	人権・男女共同参画推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的					手段						
女性が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、相談体制の充実を図る。					女性の生き方やパートナーに関する悩みの解決を支援するために、専門のカウンセラーが、電話相談及び面接によるカウンセリングを行う。また、必要に応じて関係機関等への同行支援を行う。						
活動指標		電話・面接相談件数(延べ)				成果指標					
活動内容または目標値の考え方		目標値の設定は、事業内容からなじまない。				成果または目標値の考え方		相談者が自分自身の力で悩み解決するためのサポートを行なうことで、女性の心身の健康づくりに寄与できる。			
活動目標単位		令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位		令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
件		443	—	—							
		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標			令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
		—	—	—							
80	事業名	女性のための法律相談の実施						所管課所	人権・男女共同参画推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的					手段						
女性が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、相談体制の充実を図る。					男女共同参画支援センターにおいて、女性の弁護士が離婚や職場でのセクシュアル・ハラスメントなどの法律上の問題について面接相談を受ける。						
活動指標		相談件数(延べ)				成果指標					
活動内容または目標値の考え方		目標値の設定は、事業内容からなじまない。				成果または目標値の考え方		弁護士が法律上の問題について適切にアドバイスすることで、女性の悩みの解決を支援できる。			
活動目標単位		令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位		令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
件		16	—	—							
		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標			令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
		—	—	—							
81	事業名	人権相談の実施						所管課所	人権・男女共同参画推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的					手段						
女性が抱える人権に関する悩み等に対し、援助及び救済を行うことで、女性の基本的人権の擁護を図る。					毎月第1・3木曜日、人権擁護委員の日及び人権週間に相談日を設け、人権擁護委員による人権相談を行う。また、事業の実施にあたり、広報紙等を通じて周知を図る。						
活動指標		実施回数				成果指標					
活動内容または目標値の考え方						成果または目標値の考え方		女性の人権相談に対して、助言等を行い、解決に向けた援助を行うことができる。人権侵犯事件に対しては、調査及び適切な処理を行い、その救済を行うことができる。			
活動目標単位		令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位		令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
回		25	25	25							
		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標			令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
		25	25	25							

基本目標 III 男女が安心して暮らせるまちづくり
 施策の方針 6 生涯を通じた心身の健康づくり
 施策の方向 (2) こころとからだの相談等の充実

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新規に位置づけ

82	事業名	女性の保護・支援			所管課所	子ども福祉課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
夫以外の家族からの暴力の被害を受けているなど、深刻な状況にある女性に対し、安全の確保・支援を行う。 ※夫や元夫などから暴力を受けている女性については、「NO.93 女性の緊急一時保護の実施」で支援を行います。				女性・DV 相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)等の関係機関と連携し、保護・支援を行う。				
活動指標	相談・保護件数(延べ)			成果指標				
活動内容または目標値の考え方	目標値の設定は、事業の内容からなじまない。			成果または目標値の考え方	保護・支援を行うことにより、被害者の安全を確保できる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
件	0	—	—					
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	—	—	—					
83	事業名	精神保健福祉相談の実施 ○			所管課所	こころの健康支援室		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
性同一性障害(性別不合)等から派生する精神疾患や社会生活上の生きづらさを解消するために、保健・医療・福祉の視点からのサポートを行う。				電話相談や来所相談、家庭訪問、同行支援等、本人の意思を尊重したサポートを行う。				
活動指標	相談・支援件数(延べ)			成果指標				
活動内容または目標値の考え方	目標値の設定は、事業の内容からなじまない。			成果または目標値の考え方	精神疾患や生きづらさを抱えた相談者に対して適切なサポートを行うことにより、こころの健康づくりに寄与することができる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
件	5,832	—	—					
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	—	—	—					

基本目標
施策の方針
施策の方向

IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
(1) 啓発活動の推進

◎:令和3年度から新規に実施
○:従来から実施しているが新規に位置づけ

84	事業名	デートDV防止に関する講座等の実施						所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的							手段		
若年者にデートDV防止のための意識啓発を図る。							男女共同参画支援センター等において、講座・出前講座の開催、パネル展示等を実施する。		
活動指標	実施事業数						成果指標		
活動内容または目標値の考え方	講座・出前講座の開催、パネル展示等を行う。						成果または目標値の考え方	若年者に意識啓発を図ることで、デートDVの防止を図ることができる。	
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
回	1	1	1						
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	1	1	1						
85	事業名	デートDV防止の啓発						所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的							手段		
若年者にデートDV防止のための意識啓発を図る。							デートDV防止についての啓発資料を市内の大学に配付するとともに、成人式の参加者に配付する。		
活動指標	リーフレットの配付部数						成果指標		
活動内容または目標値の考え方	市内の大学への配付 各校 50 部、成人式の参加者への配付。						成果または目標値の考え方	若年者に意識啓発を図ることで、デートDVの被害の防止を図ることができる。	
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
部	3,000	2,600	2,600						
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	2,600	2,600	2,600						
86	事業名	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の集中的な啓発						所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的							手段		
市民にDV防止の意識啓発を図る。							「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～11月25日)に、DV防止のためのパネル展示などを行う。		
活動指標	実施事業数						成果指標		
活動内容または目標値の考え方	パネル展示等を行う。						成果または目標値の考え方	集中的な啓発を行うことで、DV防止の意識啓発を図ることができる。	
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
回	2	2	2						
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	2	2	2						

基本目標
施策の方針
施策の方向

IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
(1) 啓発活動の推進

◎:令和3年度から新規に実施
○:従来から実施しているが新規に位置づけ

87	事業名	市民を対象とした講演等によるDV防止の啓発						所管課所	人権・男女共同参画推進課 男女共同参画支援センター		
男女共同参画の視点からの事業目的						手段					
市民にDV防止の意識啓発を図る。						DV防止の意識啓発のための講演会または講座を開催する。					
活動指標	参加率						成果指標	満足度			
活動内容または目標値の考え方	参加率=参加者数/定員×100						成果または目標値の考え方	満足度=満足・ほぼ満足の回答者数/アンケート回答者数×100			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標				
%	100	80	80	%	98	80	80				
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標				
	80	80	80		80	80	80				
88	事業名	広報紙及びホームページによるDV防止の啓発						所管課所	人権・男女共同参画推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的						手段					
市民にDV防止の意識啓発を図る。						ホームページにDV防止に関する情報を掲載する。また「女性に対する暴力をなくす運動」の期間(11月12日~11月25日)に合わせて、広報紙にDV防止に関する記事を掲載する。					
活動指標	広報紙等への掲載回数						成果指標				
活動内容または目標値の考え方	ホームページにDV防止の情報を掲載し、随時更新する。広報紙では年1回、DV防止の意識啓発の記事を掲載する。						成果または目標値の考え方	ホームページや広報紙で情報提供することで、DVについての正しい理解とDV防止の啓発につながる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標				
回	2	2	2								
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標				
	2	2	2								
89	事業名	DV・児童虐待発見のための保健医療従事者に対する意識啓発						所管課所	庶務課		
男女共同参画の視点からの事業目的						手段					
保健医療従事者への意識啓発を行い、DV・児童虐待の早期発見を促す。						研修会やチラシ・パンフレット等の配布により、意識啓発を行う。					
活動指標	受講者数(延べ)						成果指標	理解度			
活動内容または目標値の考え方	新採用職員(看護師)及び職務関係者を対象とするため、具体的な目標値の設定はできない。						成果または目標値の考え方	理解度=理解できた・ほぼ理解できたの回答者数/アンケート回答者数×100			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標				
人	164	-	-	%	80	80	80				
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標				
	-	-	-		80	80	80				

基本目標
 施策の方針
 施策の方向

IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
 7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
 (2) 相談支援体制の充実と被害者の安全確保

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新規に位置づけ

90	事業名	DV相談窓口の周知			所管課所	人権・男女共同参画推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
市民にDV相談窓口の周知を図る。				広報こしがやに相談窓口情報を掲載するほか、市内公共施設などに相談窓口案内のカードやリーフレットを設置する。				
活動指標				成果指標				
活動内容または目標値の考え方	分かりやすく、手に取りやすいよう、配架場所やリーフレット等の内容を工夫する。			成果または目標値の考え方	必要な時に相談窓口がわかるように、相談窓口の周知を継続的に行うことで、DV被害者を支援することができる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
91	事業名	DV相談の実施			所管課所	人権・男女共同参画推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
DV被害者からの相談を受けることで、DV被害者を精神的に支援する。				女性・DV相談支援センターの専門のカウンセラーが電話や面接によりDV被害についての相談を受ける。				
活動指標	電話・面接相談件数(延べ)			成果指標				
活動内容または目標値の考え方	目標値の設定は、事業の内容からなじまない。			成果または目標値の考え方	DV被害者からの相談を専門のカウンセラーが行うことにより、DV被害者を支援することができる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
	478	—	—					
件	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	—	—	—					
92	事業名	DVIに関する法律相談の実施			所管課所	人権・男女共同参画推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的				手段				
DV被害者からの相談を受けることで、DV被害者を支援する。				DV被害における法律上の相談を受ける。				
活動指標	相談件数(延べ)			成果指標				
活動内容または目標値の考え方	目標値の設定は、事業の内容からなじまない。			成果または目標値の考え方	弁護士が法律上の問題について適切にアドバイスすることで、DV被害者を支援することができる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	
	15	—	—					
件	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標	
	—	—	—					

基本目標
 施策の方針
 施策の方向

IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
 7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
 (2) 相談支援体制の充実と被害者の安全確保

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新規に位置づけ

93	事業名	女性の緊急一時保護の実施			所管課所	子ども福祉課	
男女共同参画の視点からの事業目的				手段			
DV被害者(女性)への支援を行う。 ※夫以外の家族から暴力を受けている女性については、「NO. 82 女性の保護・支援」で支援を行います。				危険な状況にあるDV被害者(女性)の保護を行う。			
活動指標	保護件数			成果指標			
活動内容または目標値の考え方	目標値の設定は、事業の内容からなじまない。			成果または目標値の考え方	緊急一時保護を行うことにより、被害者の安全を確保することができる。		
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標
件	2	—	—				
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標
	—	—	—				

基本目標
 施策の方針
 施策の方向

IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
 7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
 (3) 自立に向けた支援体制の充実

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新規に位置づけ

94	事業名	DV・女性相談による関係機関等への同行支援						所管課所	人権・男女共同参画推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的						手段					
DV被害者等に、自立のための支援を行う。						DV被害者等が各種手続きを行うための窓口や裁判所等へ行く場合の同行支援を行う。					
活動指標		同行支援件数(延べ)				成果指標					
活動内容または目標値の考え方		目標値の設定は、事業の内容からなじまない。				成果または目標値の考え方		同行支援を行うことで、DV被害者の自立を支援することができる。			
活動目標単位		令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位		令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
件		5	—	—							
		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標			令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
		—	—	—							
95	事業名	住民基本台帳事務における支援措置						所管課所	市民課		
男女共同参画の視点からの事業目的						手段					
DV被害者の自立のために支援を行う。						DV被害者の自立を図るため、加害者からの住所地探索を目的とした住民票の写しや戸籍の附票の写しの請求に応じない措置を行う。					
活動指標		支援措置登録件数				成果指標					
活動内容または目標値の考え方		目標値の設定は、事業の内容からなじまない。				成果または目標値の考え方		加害者からの住民票の写し等の請求に応じないことで、DV被害者の自立した生活を支援することが目的であるため、指標の設定はなじまない。			
活動目標単位		令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位		令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
件		314	—	—							
		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標			令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
		—	—	—							
96	事業名	国民年金制度に関する情報提供						所管課所	国保年金課		
男女共同参画の視点からの事業目的						手段					
DV被害者の自立のために支援を行う。						DV被害者の自立の過程で、必要な場合には国民年金制度に関する情報提供を行う。					
活動指標		情報提供件数				成果指標					
活動内容または目標値の考え方		目標値の設定は、事業の内容からなじまない。				成果または目標値の考え方		DV 被害者から相談等があった場合は、日本年金機構等と連携を図り、適正な処理を行うことで自立のための支援ができる。			
活動目標単位		令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位		令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
件		4	—	—							
		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標			令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
		—	—	—							

基本目標
施策の方針
施策の方向

IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
(3) 自立に向けた支援体制の充実

◎:令和3年度から新規に実施
○:従来から実施しているが新規に位置づけ

97	事業名	生活保護制度による支援						所管課所	生活福祉課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
DV被害者に対し、自立のための支援を行う。					DV被害者の自立の過程で、必要な場合には生活保護制度による支援を行う。				
活動指標	生活保護適用件数						成果指標		
活動内容または目標値の考え方	目標値の設定は、事業の内容からなじまない。						成果または目標値の考え方	DV被害者に対し、生活費、居宅確保等の経済的支援を行い、自立を促進することができる。	
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
件	11	—	—						
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	—	—	—						
98	事業名	高齢の被害者への支援						所管課所	地域包括ケア課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
高齢のDV被害者に、自立のための支援を行う。					被害者の環境上の理由及び経済的理由、心身の状況等を勘案し、必要に応じて特別養護老人ホーム等に入所措置を行う。				
活動指標	入所件数						成果指標		
活動内容または目標値の考え方	目標値の設定は、事業の内容からなじまない。						成果または目標値の考え方	被害者を保護することで、安全の確保を図るとともに、生活を支援することができる。	
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
件	6	—	—						
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	—	—	—						
99	事業名	保育所入退所時の支援						所管課所	保育入所課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
DV被害者に、自立のための支援を行う。					DV被害者の自立の過程で、必要な場合には同伴児童の保育所入退所時の支援を行う。				
活動指標	支援件数						成果指標		
活動内容または目標値の考え方	目標値の設定は、事業の内容からなじまない。						成果または目標値の考え方	事業の実施そのものが自立支援に資することから、目標値の設定は行わない。	
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
件	4	—	—						
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	—	—	—						

基本目標
施策の方針
施策の方向

IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
(3) 自立に向けた支援体制の充実

◎:令和3年度から新規に実施
○:従来から実施しているが新規に位置づけ

100	事業名	学童保育室入退所時の支援						所管課所	青少年課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
DV被害者に、自立のための支援を行う。					DV被害者の自立の過程で、必要な場合には同伴児童の学童保育室入退所時の支援を行う。				
活動指標	支援件数				成果指標				
活動内容または目標値の考え方	目標値の設定は、事業の内容からなじまない。				成果または目標値の考え方	DV被害者の同伴児童の学童保育室への入所を支援することで、自立を促進することができる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
件	18	—	—						
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	—	—	—						
101	事業名	予防接種・健診等における支援						所管課所	健康づくり推進課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
DV被害者に、自立のための支援を行う。					DV被害者の自立の過程で、必要な場合には、本人及び同伴の乳幼児等の予防接種・健診等を行えるよう支援する。				
活動指標	支援件数				成果指標				
活動内容または目標値の考え方	目標値の設定は、事業の内容からなじまない。				成果または目標値の考え方	DV被害者や同伴している乳幼児等への予防接種・健診等の支援体制を整えることにより、自立支援に寄与することができる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
件	10	—	—						
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	—	—	—						
102	事業名	国民健康保険等への加入相談						所管課所	国保年金課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
DV被害者に、自立のための支援を行う。					DV被害者の自立の過程で、必要に応じて国民健康保険への加入について支援を行う。また、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、後期高齢者医療制度への加入について支援を行う。				
活動指標	加入件数				成果指標				
活動内容または目標値の考え方	目標値の設定は、事業の内容からなじまない。				成果または目標値の考え方	DV被害者に対し、日常生活において最低限必要な医療保険の未加入期間をなくすことにより、自立促進を図ることができる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
件	5	—	—						
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	—	—	—						

基本目標
 施策の方針
 施策の方向

IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
 7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
 (3) 自立に向けた支援体制の充実

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新規に位置づけ

103	事業名	就学における支援			所管課所	学務課	
男女共同参画の視点からの事業目的				手段			
DV被害者に、自立のための支援を行う。				DV被害者の自立過程において、相談等による正確な情報を把握し、本人及び同伴の児童生徒に危険が及ばないように十分配慮しながら、児童生徒の就学について支援を行う。			
活動指標	相談・支援件数			成果指標			
活動内容または目標値の考え方	目標値の設定は、事業の内容からなじまない。			成果または目標値の考え方	DV被害者に対して児童生徒の就学支援をすることにより、自立促進を図ることができる。		
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標
件	24	—	—				
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標
	—	—	—				

基本目標
 施策の方針
 施策の方向

IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
 7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
 (4) 関係機関との連携強化

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新規に位置づけ

104	事業名	二次的被害防止のための職員研修の実施						所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
市の職員に、DV被害者への二次的被害防止のための意識啓発及び知識習得を図る。					DV被害者への二次的被害防止のため、全職員を対象に階層別(新採用職員、新主幹級職員、管理職員)研修を行うとともに、職務関係者を対象とした研修を行う。				
活動指標	職務関係者研修の受講者数				成果指標	職務関係者研修の理解度			
活動内容または目標値の考え方	対象職員数が流動的であるので、目標値の設定ができない。				成果または目標値の考え方	理解度＝理解した・ほぼ理解したと回答した人数／アンケート回答人数×100			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
人	66	—	—	%	97	100	100		
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	—	—	—		100	100	100		
105	事業名	相談員の資質向上のための講座等の開催						所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
DV相談を行う相談員の資質向上を図り、相談体制を充実させる。					相談員の資質向上のための講座等を開催する。				
活動指標	開催回数				成果指標				
活動内容または目標値の考え方					成果または目標値の考え方	相談員の資質を向上することで、DV被害者の支援体制を充実させる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
回	3	2	2						
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	2	2	2						
106	事業名	DV被害者支援のための情報連携						所管課所	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の視点からの事業目的					手段				
DV被害者への二次的被害防止及びDV被害者支援のために、DV被害者支援に携わる市の職員及び関係各課の連携強化を図る。					DV被害者支援に携わる関係各課の相談記録等を活用する。				
活動指標	情報連携件数				成果指標				
活動内容または目標値の考え方	事業の内容から、目標値の設定はなじまない。				成果または目標値の考え方	DV被害者の二次的被害防止や安全確保を行うことができる。			
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
件	105	—	—						
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
	—	—	—						

基本目標
 施策の方針
 施策の方向

IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
 7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
 (4) 関係機関との連携強化

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新規に位置づけ

107	事業名	庁内の連携強化						所管課所	人権・男女共同参画推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的						手段					
DV被害者支援のために、DV被害者支援に携わる市の職員及び関係各課の連携強化を図る。						庁内の推進体制である男女共同参画行政推進会議のDV被害者支援専門部会において、情報交換を行う。					
活動指標		DV被害者支援専門部会の開催回数				成果指標					
活動内容または目標値の考え方		毎年度、2回を原則とする。				成果または目標値の考え方		定期的に、DV被害者支援専門部会を開催することにより連携を強化し、庁内の支援体制を充実させることができる。			
活動目標単位		令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位		令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
回		4	2	2							
		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標			令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
		2	2	2							
108	事業名	関係機関との連携強化						所管課所	人権・男女共同参画推進課		
男女共同参画の視点からの事業目的						手段					
DV被害者支援のために、DV被害者支援に携わる関係機関との連携強化を図る。						DV被害者支援の過程で、関係機関との連携を行うこともあるため、庁外の関係機関との交流の場である会議に参加し、連携の強化に努める。					
活動指標		会議参加回数				成果指標					
活動内容または目標値の考え方						成果または目標値の考え方		DV被害者支援に携わる関係機関と連携を強化することで、DV被害者の支援体制を充実させる。			
活動目標単位		令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位		令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
回		8	3	3							
		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標			令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
		3	3	3							
109	事業名	県主催のDV被害者支援研修の受講						所管課所	子ども福祉課		
男女共同参画の視点からの事業目的						手段					
DV被害者支援に携わるケースワーカーに、DV被害者への二次的被害防止及び資質向上のための意識啓発並びに知識習得を図る。						県主催のDV被害者支援に関する研修を受講する。					
活動指標		受講回数				成果指標		受講者数			
活動内容または目標値の考え方						成果または目標値の考え方					
活動目標単位		令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位		令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標		
回		1	1	1	人		2	1	1		
		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標			令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		
		1	1	1			1	1	1		

基本目標 IV 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
 施策の方針 7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
 施策の方向 (4) 関係機関との連携強化

◎:令和3年度から新規に実施
 ○:従来から実施しているが新規に位置づけ

110	事業名	DV防止対策と児童虐待防止対策との連携強化 ○			所管課所	子ども福祉課	
男女共同参画の視点からの事業目的				手段			
DV 被害者の問題解決や自立支援に向けて適切な対応や二次的被害の防止を図る。				要保護児童対策地域協議会において、女性・DV 相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)等の関係機関と DV 防止と児童虐待防止の双方の対策を講じる。			
活動指標	会議開催回数			成果指標			
活動内容または目標値の考え方				成果または目標値の考え方	DV防止と児童虐待防止の双方の対策のため、関係機関と連携強化を図ることができる。		
活動目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標	成果目標単位	令和元年度実績	令和3年度目標	令和4年度目標
回	12	12	12				
	令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標		令和5年度目標	令和6年度目標	令和7年度目標
	12	12	12				

目次

前文

第1章 総則（第1条-第9条）

第2章 基本的施策（第10条-22条）

第3章 越谷市男女共同参画推進委員会（第23条-27条）

第4章 苦情処理（第28条）

第5章 雑則（第29条）

前文

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。そして、男女平等の実現に向けて、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准するとともに、男女共同参画社会基本法などの法整備や種々の取組が進められています。

越谷市は、首都圏に位置しながら、水と緑と太陽に恵まれた自然豊かなまちとして発展してきました。まちづくりにおいては、だれもが平等で平和な生活を送ることができる人間尊重を基本とし、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に展開してきました。

しかし、性別による固定的な役割分担等の意識と、それに基づく社会の制度や慣行は、依然として根深く残されています。さまざまな分野における男女の参画の不平等、出産や子育て期に低下する女性の労働力率など、いまだ解決しなければならない多くの課題があります。

これらを踏まえ、人間尊重のまちづくりをさらに進めていく上で、一人ひとりの男女が、性別にかかわらず、個人として尊重されるとともに責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成が今後重要です。

ここに、越谷市は、男女平等を前提とする男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者と市が協働し、男女共同参画をより一層推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、越谷市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者と教育に携わる者等の責務を明らかにするとともに、その他必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、個人として尊重されるとともに、その個性と能力を十分に発揮することができる機会が確保されることにより、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）において、対等に活動し、責任を分かち合うことをいう。
- (2) 市民 市内において、住み、働き、学び、又は活動す

る個人や団体をいう。

- (3) 事業者 市内で事業を行う個人や法人その他の団体で、その事業における従事者を使用するものをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、経済的、言語的な暴力をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感や不利益を与えたり、相手の生活環境を害することをいう。
- (6) 積極的格差是正措置 あらゆる分野における活動において、男女間の参画の機会の格差を是正するために、必要な範囲で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次の事項を基本理念として、行われなければならない。

- (1) 次の事項をはじめとする男女の人権が尊重されること。
 - ア 男女の個人としての尊厳が重んぜられること。
 - イ 男女が個人として個性と能力を発揮する機会が等しく確保されること。
 - ウ 男女が性別による差別的取扱い（直接的であるか間接的であるかを問わないあらゆる差別的取扱いをいう。以下同じ。）を受けないこと。
 - エ あらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力やセクシュアル・ハラスメントが根絶されること。
 - オ 生涯を通じて、男女が互いの性を理解し合い、健康な生活を営む権利が確保されるとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関して、女性の身体的機能に配慮し、女性の自己決定が尊重されること（以下これらを「性と生殖に関する健康と権利の尊重」という。）。
- (2) 性別による固定的な役割分担等の意識に基づく社会の制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 市その他あらゆる分野における政策や方針の立案と決定の過程に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に共同して参画することができるようにすること。
- (5) 男女共同参画社会の実現に果たす教育の役割の重要性を考慮し、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを踏まえ、国際的な動向への考慮と協働が行われること。
- (7) 市、市民と事業者が、男女共同参画の推進に関する自らの責務を自覚し、あらゆる分野において主体的にその

役割を果たすとともに、相互の創意工夫による協働が行われること。

(市の責務)

第4条 市は、あらゆる分野における男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、次の事項に取り組むものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置と、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を妨げる要因の解消を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施すること。
- (2) 男女共同参画を推進するために必要な体制の整備、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めること。
- (3) 男女共同参画を推進するに当たっては、市民、事業者、国、県その他関係団体と連携し、協力を図ること。
- (4) 市自らの組織運営において、率先して男女共同参画を推進すること。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画の推進に関する理解を深め、あらゆる分野において、基本理念に配慮し、次の事項に取り組むものとする。

- (1) 自ら積極的に男女共同参画を推進するよう努めること。
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めること。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画の推進に関する理解を深め、その事業活動において、基本理念に配慮し、かつ、雇用と労働の分野に適用される関係法令の趣旨を踏まえ、次の事項に取り組むものとする。

- (1) 自ら積極的に男女共同参画を推進するよう努めること。
- (2) 男女が職場における活動に参画する機会を等しく確保するとともに、性別による差別的取扱いにより賃金格差が生じている場合は、それを是正するよう努めること。
- (3) 男女が職場における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立することができる職場環境の整備に努めること。
- (4) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めること。

(教育に携わる者等の責務)

第7条 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、男女共同参画の推進に関する理解を深め、その教育を行う過程において、基本理念に配慮するよう努めるものとする。

2 次世代を担う子どもの教育に関しては、あらゆる分野において、男女がともに積極的に参画するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 市、市民と事業者は、あらゆる分野において、次に掲げる性別による権利侵害の行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力
- (3) セクシュアル・ハラスメント

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 市、市民と事業者は、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担や男女

間の暴力等を助長したり連想させる表現又は過度の性的な表現を用いないよう努めるものとする。

2 市、市民と事業者は、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを適切に判断することができるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、男女共同参画の推進に関する施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第23条に定める越谷市男女共同参画推進委員会に意見を求めるものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて基本計画を見直すものとする。

6 第3項と第4項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制)

第11条 市は、市の組織運営において、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するための推進体制を整備するものとする。

(拠点施設)

第12条 越谷市男女共同参画支援センター（越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例（平成13年条例第5号）に基づき設置された施設をいう。）は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民や事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設とする。

(広報活動等)

第13条 市は、市民や事業者の男女共同参画の推進に関する理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供その他の措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に定めるもののほか、市民や事業者における男女共同参画の推進が積極的に行われるように、男女共同参画推進週間を設け、推進事業を実施するものとする。

(性別による権利侵害の防止と被害者への対応)

第14条 市は、性別による権利侵害の行為を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別による権利侵害の行為により被害を受けた者からの相談を受け、必要に応じて、その者に対し、情報の提供や各種制度の利用あっせん等を行うほか、関係機関と連携して、適切に対応するよう努めるものとする。この場合において、被害者への対応に携わる職務関係者は、その職務を行うに当たり、被害者に対して精神的苦痛等の二次的被害を与えることのないように、被害者の心身の状況や置かれている環境等に十分な配慮をしなければならない。

3 市は、前項に定めるもののほか、ドメスティック・バイオレンスの被害者に対し、関係機関と連携して、適切な保護を行うほか、経済的又は精神的自立のための支援を行うよう努めるものとする。

(性と生殖に関する健康と権利の尊重のための支援)

第15条 市は、性と生殖に関する健康と権利の尊重が適切に図られるように、情報や学習機会の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(積極的格差是正措置)

第16条 市は、次項と第3項に定めるもののほか、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民や事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、市の政策の立案と決定の過程において、男女の職員が共同して参画する機会の格差が生じている場合は、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、市の審議会等の委員の構成について、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(家庭生活と社会生活における活動の両立支援)

第17条 市は、男女がともに家庭生活と社会生活における活動を両立することができるように、子育てや家族の介護等のための環境整備を進めるとともに、子育て期の女性の就労に対する支援を行うよう努めるものとする。

(自営の商工業や農業における男女共同参画の推進)

第18条 市は、家族経営等による自営の商工業や農業に携わる男女が経営や地域社会に参画する機会を等しく確保することができるように、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(教育に携わる者に対する研修の実施等)

第19条 市は、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育において、男女共同参画を推進する教育や学習の充実を図るため、教育に携わる者に対する研修の実施や支援を行うよう努めるものとする。

(活動の支援)

第20条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民や事業者との連携を図り、協働するために必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(調査研究)

第21条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項と男女共同参画の推進を妨げる問題について、調査研究を行うものとする。

2 市は、前項の調査研究を行うに当たっては、必要に応じ、市内における大学等の教育機関と連携し、協力を求めるものとする。

(年次報告)

第22条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 越谷市男女共同参画推進委員会

(設置等)

第23条 男女共同参画の推進に関する市長の附属機関として、越谷市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、市長の求めに応じ、基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議する。

3 委員会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第24条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 男女共同参画の推進に関する活動を行っている団体その他の団体の代表者

(2) 公募による市民

(3) 有識者

(任期)

第25条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長と副会長)

第26条 委員会に会長と副会長を各1人置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときや会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 委員会の会議は、会長が召集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 苦情処理

(苦情処理)

第28条 市長は、男女共同参画の推進に関する市の施策や男女共同参画の推進を妨げると認められる事案に対する苦情について、市民や事業者からの申し出を適切かつ迅速に処理するため、越谷市男女共同参画苦情処理委員を置く。

第5章 雑則

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されているこしがや男女共同参画プランは、第10条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

(越谷市男女共同参画推進審議会設置条例の廃止)

3 越谷市男女共同参画推進審議会設置条例(平成16年条例第6号)は、廃止する。

越谷市男女共同参画推進条例施行規則

平成17年7月1日

規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、越谷市男女共同参画推進条例(平成17年条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情処理委員の定数等)

第2条 条例第28条に規定する越谷市男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)の定数は、3人以内とする。

2 苦情処理委員は、人格が高潔で、男女共同参画の推進に優れた識見を有する者から、市長が委嘱する。

3 苦情処理委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

5 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解属することができる。

(苦情処理委員の職務)

第3条 苦情処理委員は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する市の施策に対する苦情の申し出があった場合において、必要があると認めるときは、施策を行う市の機関に対し説明を求め、その保有する公文書を開覧し、又はその写しの提供を求め、調査すること。この場合において、必要があると認めるときは、市の機関に出席を求めるものとする。

(2) 前号に規定する調査の結果、必要があると認めるときは市の機関に是正その他の措置をとるよう助言、意見表明又は勧告(以下「勧告等」という。)を行うこと。

(3) 男女共同参画の推進を妨げると認められる事案に対する

苦情の申し出があった場合において、必要があると認めるときは、関係者に対しその協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、調査すること。

(4) 前号に規定する調査の結果、必要があると認めるときは関係者に助言又は是正の要望(以下「要望等」という。)を行うこと。この場合において、必要があると認めるときは、国その他の関係機関又は関係団体と連絡調整を行うものとする。

2 苦情処理委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。

(秘密の保持)

第4条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(苦情の申し出)

第5条 条例第28条に規定する苦情の申し出(以下「男女共同参画に関する苦情申し出書」という。)は、男女共同参画に関する苦情申し出書(第1号様式)により行うものとする。

る。

(調査しない申し出等)

第6条 苦情処理委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る男女共同参画に関する苦情申し出については、調査しないものとする。

(1) 現に裁判所において係争中の事項又は既に裁判所において判決等のあった事項

(2) 現に行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による審査請求を行っている事項又は審査請求に対する判決を経て確定している事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第17条に規定する紛争の解決の援助の対象となる事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5) この規則に基づく苦情処理委員の行為に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が、調査することについて適当でないとする事項

2 苦情処理委員は、男女共同参画の推進を妨げると認められる事案に対する苦情の申し出があった場合において、その申し出が当該申し出に係る事案があった日から1年を経過した日以降にされたときは、調査しないものとする。ただし、苦情処理委員が、正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(調査しない通知)

第7条 苦情処理委員は、前条の規定により男女共同参画に関する苦情申し出について調査しないときは、調査しない旨及びその理由を、当該申し出をした者に対し、苦情の申し出に係る通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(調査開始の通知等)

第8条 苦情処理委員は、男女共同参画に関する苦情申し出について調査を開始するときは、市の機関又は関係者に対し、その旨を調査開始通知書(第3号様式)により通知するものとする。ただし、相当な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 苦情処理委員は、第3条第1項第1号の規定により市の機関に対し調査を行うとき又は同項第3号の規定により関係者に対し資料の提出及び説明を求めるときは、説明等依頼書(第4号様式)により行うものとする。

(調査結果等の通知等)

第9条 苦情処理委員は、男女共同参画に関する苦情申し出について調査が終了したときは、当該申し出をした者に対し、その結果を速やかに調査結果等通知書(第5号様式)により通知するものとする。この場合において、第3条第1項第2号に規定する勧告等又は同項第4号に規定する要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申し出をした者に通知するものとする。

2 苦情処理委員は、男女共同参画に関する苦情申し出について調査が終了した場合において、第3条第1項第2号に規定する勧告等又は同項第4号に規定する要望等を行わないときは、前条第1項の規定により調査開始の通

知をした市の機関又は関係者に対し、その結果を速やかに調査終了通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（勧告等の通知）

第10条 苦情処理委員は、第3条第1項第2号の規定により勧告等を行うときは、市の機関に対し、勧告等通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（是正その他の措置の報告）

第11条 苦情処理委員は、前条に規定する勧告等を行ったときは、当該勧告等を行った市の機関に対し、是正その他の措置について、相当の期限を設け、措置報告書（第8号様式）により報告を求めるものとする。

（要望等の通知）

第12条 苦情処理委員は、第3条第1項第4号に規定する助言を口頭で行った場合において、関係者から当該助言の内容を記載した文書を求められたときは、助言書（第9号様式）により通知するものとする。

2 苦情処理委員は、第3条第1項第4号の規定により是正の要望を行うときは、関係者に対し、是正の要望通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（申し出の処理状況等の報告）

第13条 苦情処理委員は、毎年、男女共同参画に関する苦情申し出の処理状況等を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、これを公表するものとする。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第10号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（様式省略）

